

平成29年度

第1回長崎県公共事業評価監視委員会

議事録

日 時：平成29年7月15日（木）14：00～17：15

場 所：長崎西彼農協ビル4F大会議室

出席委員：中村 聖三 委員長

井上 俊昭 副委員長

梅本 國和 委員

中村 政博 委員

岡 美澄 委員

山本 緑 委員

平成29年度 第1回長崎県公共事業評価監視委員会

1. 開 会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまより、平成29年度第1回長崎県公共事業評価監視委員会を開会いたします。

私は、本日の進行を担当します長崎県土木部建設企画課の佐々と申します。よろしくお願いたします。

まず、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。

長崎大学大学院工学研究科教授の中村聖三委員でございます。

前新上五島町町長、井上委員でございます。

弁護士の梅本委員でございます。

株式会社長崎経済研究所の中村政博委員でございます。

公募により選任されました、岡委員でございます。

保健医療経営大学准教授の山本委員でございます。

なお、長崎大学大学院工学研究科准教授の安武委員は、所用により欠席されております。

本日の委員会の出席数でございますが、全7名中、過半数以上である6名のご出席をいただいておりますので、長崎県政策評価条例第11条の規定により、本委員会が成立していることをご報告いたします。

1-1 開会挨拶

○事務局 次に、長崎県土木部長の岩見よりご挨拶申し上げます。

○岩見土木部長 県土木部長の岩見と申します。

平成29年度第1回長崎県公共事業評価監視委員会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃より公共事業の推進に多大なるご協力を賜り、また、本日は大変お忙しい中ご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本県におきましては、昨年3月に、県政の新たなマスタープランであります「長崎県総合計画チャレンジ2020」を策定し、「人・産業・地域が輝くたくましい長崎県づくり」の基本理念のもと、活力ある県土づくりに取り組んでいるところでございます。

公共事業は、産業の活性化や観光の振興、県民生活の利便性向上に不可欠な社会基盤を整備するものであり、本県では、まだなお積極的に取り組む必要がございます。その実施に当たって、効率性と透明性の一層の向上を図るため、事業の必要性や有効性などに関する評価を行うこととしております。

本委員会は、学識経験や県政に対する優れた見識をお持ちの皆様、実施中の事業と完了した事業について調査・審議の上、評価を行っていただくものであり、適正な事業執行を図る上で大変重要な役割を担っております。

本日は、21件の事業に関する再評価と3件の事業に対する事後評価についてご審議をい

たきます。今後、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、適正な事業の実施に努めてまいりたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

1-2 審議方法の説明

○事務局 本委員会は、政策評価条例10条の規定により、委員長及び副委員長を委員の互選により選任することとなっております。なお、任期につきましては、第9条の規定により来年度末までとなります。

まず、委員長の選任を行いたいと思います。どなたか立候補もしくは推薦される方がいらっしゃいませんか。

○井上委員 私のほうから、僭越ですが推薦をさせていただきます。

学識、知見ともに豊富な中村聖三委員に、委員長をご推薦申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 井上委員から、中村聖三委員を推薦する旨のご意見がございましたが、皆さん、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局 それでは、中村聖三委員に委員長をお願いしたいと思います。

次に、副委員長の選任を行いたいと思います。どなたか立候補もしくは推薦される方がいらっしゃいませんか。

○中村(聖)委員長 できれば、昨年と同じ井上委員をお願いしたいと思います。

○事務局 委員長から、井上委員を推薦する旨のご意見をいただきましたが、皆さん、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局 それでは、井上委員に副委員長に就任していただくということでお願いしたいと思います。

申し訳ありませんが、中村(聖)委員長におかれましては、委員長席に移動をお願いいたします。

ここで、まことに恐縮ですが、業務の都合上、土木部長の岩見は退席させていただきます。

○事務局 本日の第1回委員会では、再評価及び事後評価の対象となる事業の対応方針について、ご審議をお願いいたします。

審議に先立ちまして、本日の審議の進め方について事務局より説明を行います。

○事務局 それでは、事務局より説明いたします。スクリーンをご覧ください。

今回ご審議いただきます事業は、再評価対象21箇所、事後評価対象3箇所になります。

再評価対象事業のうち、情勢変化の少ない案件については、極力審議を効率化し、重点的に審議すべき案件を集中的に審議するため、再評価対象事業を一括して説明を行う一括審議と、個別に詳細な説明を行う個別審議とに分けることとしております。

個別審議を行う事業の選定につきましては、画面の個別審議選定の理由に従い行うこととしております。

その内容として、対応方針の原案が「中止」、「休止」、「見直し継続」の事業、費用対効果が1.1未満の事業、事業進捗率が計画の進捗率を20%以上下回る事業など、こういった事業につきましては個別審議としております。

一方、一括審議を行う事業は、上記の個別審議以外の箇所を対象としております。

今回の再評価対象事業について、今ご説明しました理由により審議方法を選定し、その方法について委員の皆様事前ににご相談させていただいた結果、一括審議5件、個別審議16件となっております。

次に、昨年度実施いたしました第3回公共事業評価監視委員会におきまして、公共事業再評価における課題と対応についてご意見をいただいております。今回の委員会より新たな運用基準を定めておりますので、その内容についてご報告いたします。

まず、画面上段のフロー図をご覧ください。こちらは、長崎県政策評価条例に基づく国土交通省所管の交付金事業を例にした公共事業評価の流れになります。左側の新規事業採択時評価を実施機関である県自らが実施し、国へ予算要求を行います。その後、国から採択をいただければ事業がスタートします。事業化した後、10年を超えて事業を継続する場合は、10年目に再評価を実施します。その後、一定期間事業が継続している状況であれば、5年ごとに再評価を実施し、事業完了後5年目に事後評価を実施するという流れとなっております。

また、画面の破線で囲んだ部分ですが、知事が行う公共事業評価に関する実施計画においては、交付金事業について、10年目の半分に当たる5年間が経過した時点で再評価の必要性を判断すると定められております。しかしながら、その判断基準が明確ではなかったため運用が十分になされておらず、新規事業採択後10年が経過するまでに事業費の増など事業計画の変更が生じている場合があるということで、本委員会においてもご指摘をいただいております。

昨年度の本委員会におきまして、この判断基準を明確にし、5年目の途中段階で事業計画を一定程度以上変更するものについて再評価を実施することとしたいというご説明をさせていただいたところです。その委員会でのご指摘を踏まえまして、判断基準を定め、本年度より運用することといたしました。

画面右下の(1)をご覧ください。まず、事業規模として総事業費10億円以上の事業を対象とします。このうち、事業期間を3年以上延長する事業、または総事業費を3割以上増額する事業について、5年目で再評価を実施することとしました。

この基準の設定理由につきまして、10億円以上という点につきましては、事後評価の対象となる事業が10億円以上の規模の事業を対象にしていることから、これを参考に設定しております。

次に、工期延長を3年、事業費増額3割につきましては、平成20年度から平成28年度に着手した事業が192事業ありますが、このうち計画の変更を行っている事業の平均を算出したところ、事業費の増加割合が126%、事業期間の延長期間は約2.4年であるということ踏まえまして、概ね平均以上の変更を行った事業について再評価を実施するというように設定させていただいております。

今回定めました判断基準に基づき、今回再評価の対象となった事業が2件ございます。再評価対象事業のうち、整理番号道建-4及び港湾-1になります。こちらの2件につきましても、この後、ご審議をお願いいたします。

最後に、審議の進め方についてご説明します。再評価事業につきましては、先ほどご説明しました一括審議、個別審議に分けて行いますが、一括審議については、対象の事業をまとめて説明した後、審議をお願いいたします。個別審議の事業は、原則1箇所ごとに説明、審議をお願いしたいと思います。同じく事後評価につきましても1箇所ごとに説明、審議をお願いいたします。

以上で、審議方法の説明を終わります。

○事務局 今、事務局から説明がありましたが、本日の委員会では、再評価が21事業、事後評価が3事業でございます。審議の中で、現地調査や詳細な審議が必要と判断された場合には、再度、委員会の開催を考えております。

それでは、以後の進行につきまして、委員長をお願いしたいと思います。中村(聖)委員長、よろしく申し上げます。

2. 委員会審議

○中村(聖)委員長 今回も委員長を拝命しました。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして、順番に進めてまいります。

2-1 再評価対象事業の説明及び審議

○中村(聖)委員長 議事次第の2. 委員会審議、2-1 再評価対象事業の説明及び審議になります。

最初に一括審議5事業の審議をした上で個別審議に進んでいきたいと思っております。

本日説明していただく内容だけでは不十分で、例えば現場を見たい、もう少し詳細なデータを見て判断したいと思われる事業がありましたら、積極的にその旨ご発言いただければと思います。

それでは、一括審議対象の事業5箇所の説明をお願いいたします。

(一括審議)

○説明者 土木部の一環審議の5件について、ご説明いたします。

まず、再評価となった理由は、事業採択後10年を経過した事業が3件、再評価後5年を経過した事業が2件あります。

まず、整理番号、道建-2、道路改築事業一般国道499号（栄上拡幅）についてご説明します。

A4の配付資料の8ページをご覧ください。

事業主体は長崎県、事業箇所は長崎市平山町、布巻町となります。

本事業は、交通容量不足から生じている渋滞の解消を目的として、延長1,300mの4車線

拡幅を行うものです。現在、画面の青色で示しております区間が整備済みの箇所となっております。今回用地取得に関して、相続の発生している土地の取得に時間を要していることなどから、工期を平成32年度まで延長しております。

また、事業費につきましては、現地掘削の結果、判明した軟弱地盤への対策が必要となり、増額となっております。

費用対効果は、事業費の増や工期の延長の他、推計交通量の減少に伴い、前回の2.20から1.26に減少しております。

推計交通量につきましては、将来の交通需要予測の見直し、当該工区周辺の道路改良整備に伴い減少したものであります。

事業費をベースとした現在の進捗率は64.1%となっており、対応方針は継続で提案しております。

次は河川－1、総合流域防災事業（有喜川）についてご説明します。

事業主体は長崎県、事業箇所は諫早市になります。

事業概要は、河川の拡幅、河床掘削、護岸整備、国道251号の橋梁架替えなどであり、現在、河口から約600mの改修が完了しております。

有喜川は、平成2年に発生した大雨などにより、家屋の浸水や国道の冠水などが生じておりましたが、河川改修の進捗に伴い、近年発生した大雨においては浸水被害の軽減が図られ、一定の効果が出ている状況です。

事業費、事業期間ともに前回の再評価時点から変化はなく、平成38年度完成予定となっております。

費用対効果は3.13から3.06に減少しておりますが、進捗率は69.0%となっており、対応方針は継続で提案しております。

次は、河川－2、都市基盤河川改修事業（よし川）についてご説明します。

事業主体は大村市になります。

よし川は、JR大村線や国道34号が横断し、付近には小学校や幼稚園、住宅密集地が隣接しております。平成7年には、住宅地や農地が浸水する被害が発生しております。

事業概要は、河川の拡幅、河床掘削、護岸整備、国道34号の橋梁架替えなどになります。

よし川におきましては、九州新幹線西九州ルートが横断する形となっており、その建設に関する協議に時間を要したため、工期を平成40年度まで延長しております。

また、地質調査の結果により軟弱地盤層が厚く分布していることが判明し、その対策のため事業費が増加しております。費用対効果は3.05から2.91に減少しておりますが、進捗率は49.6%となっており、対応方針は継続で提案しております。

次は、砂防－3、一重川通常砂防事業についてご説明します。

配付資料の9ページをご覧ください。

事業主体は長崎県、事業箇所は対馬市上対馬町になります。

事業概要は、3つの溪流における土石流対策事業として、砂防堰堤3基の整備を行い、下流域の人家等を保全することとしています。

今回、砂防堰堤の建設に必要な工事用兼管理用道路の計画について、地元との調整が難

航し、別ルートを選定が必要となり、このルート設計や地元調整に時間を要したことから、工期を平成34年度まで延長しております。

また、事業費につきましては、詳細設計の結果、砂防堰堤の規模を当初の想定より小さくすることが可能となったため、事業費が減っております。

費用対効果は、4.14から9.26に増加しております。現在までに1基の砂防堰堤が完成し、進捗率は40.5%となっております。対応方針は継続で提案しております。

最後は、砂防-4、三根俵炭地区急傾斜地崩壊対策事業についてご説明します。

事業主体は長崎県、事業箇所は対馬市峰町になります。

事業を行う急傾斜地の斜面末端には人家47戸や公民館、避難路となる主要地方道などがあり、これらを保全することを目的として斜面对策工事を行っております。

事業概要は、現場吹付法砕工及び土砂捕捉工になります。今回対策を行う範囲の上部に残る残斜面において、土砂災害防止法の施行に伴い、土砂崩壊による衝撃力を考慮した対策を再度検討した結果、土砂捕捉工の整備が必要となっております。このことから事業費が増となり、工期を平成33年度まで延長しております。

費用対効果は2.34から1.52に減少しておりますが、進捗率は65.2%となっております。対応方針は継続で提案しております。

以上、一括審議の説明を終わります。

○中村(聖)委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明のありました一括審議案件5事業について、何かご質問等はありませんでしょうか。道路が1つ、河川が2つ、砂防が2つということですが、特にありませんか。

5件それぞれについて、対応方針の原案としては継続と提案されておりますが、特にご質問がないということであれば、この原案どおりお認めいただけますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○中村(聖)委員長 ありがとうございます。特にご異議ないようですので、この5件に関しましては継続ということにさせていただきたいと思っております。

(個別審議)

○中村(聖)委員長 それでは、続いて個別審議に移ります。まずは水産部の漁港-1の説明をお願いしたいと思っておりますが、1件当たり質疑も含め7分程度の持ち時間を確保されておりますので、質問の時間を十分確保するため、事業者の説明は3分程度を目処にお願いいたします。

漁港-1 豊玉東地区水産基盤整備事業(特定漁港漁場整備事業)

○説明者(対馬市) それでは、説明させていただきます。対馬市農林水産部基盤整備課、小島と申します。よろしくお願いたします。

整理番号、漁港-1、豊玉東地区水産生産基盤整備事業(特定漁港漁場整備事業)について説明させていただきます。

当地区は、千尋藻漁港の千尋藻地区、鑓川地区、横浦地区及び塩浜漁港並びに千尋藻漁

場で形成しており、対馬島東沿岸に位置し、イカ釣りを中心とした対馬中央部沿岸漁業の中核的な地区であります。

本事業の目的は、安全な漁港、漁船の航行と係留ができるよう港内の静穏を向上させるため防波堤を整備し、また、高齢化にも対応した陸揚げや荷捌きを容易にするため、浮棧橋の整備により作業効率の向上、魚価の安定を図り漁民の所得向上を目指すものであります。

こちらが千尋藻漁港の千尋藻地区の概要であります。千尋藻漁場も当地区でございます。次に鑑川地区の事業概要でございます。こちらは完了地区でございます。

次に、横浦地区の事業概要でございます。

次に、塩浜漁港の事業概要でございます。

続きまして、事業の必要性を説明いたします。横浦地区の道路、用地、斜路の一連の整備により、真珠養殖の母貝となりますアコヤ貝の養殖作業の作業効率、安全性の向上及び労働時間の短縮により、就労環境の改善を図ります。

また、千尋藻地区におきましては、潮位差により準備作業に苦慮している状況であります。そこで、浮体式係船岸を整備、設置し、準備作業の軽労化を図るとともに、高齢化に対応した施設とします。

それでは、再評価に至った理由を説明させていただきます。

今回、先ほど説明させていただきました－2m物揚場及び－3m岸壁の改良を追加しております。こちらは浮体式係船岸の設置であります。

次に、工種の廃止であります。当初は、用地A、－1m物揚場において、まき網の網を補修する予定でありましたが、鑑川地区の用地Cの舗装が完成しましたので、鑑川地区へ機能を集約したことにより廃止しております。

また、当初は防波堤B及び防波堤Cの改良を、背後の準備岸壁への越波防止のために計画しておりましたが、今回、－2m物揚場及び－3m岸壁の改良を追加したことにより、赤色で表示しております場所へ機能を集約することが可能となりますので廃止としております。

塩浜漁港におきまして、当初、港内に設置予定でありました蓄養いけすの網補修のため計画していた用地Bの舗装を、いけす設置の計画がなくなりましたので廃止しております。

今回、5施設を廃止し2施設を追加しましたので、事業費を見直した結果、0.7億円の事業費の減となっております。しかしながら、横浦地区の道路用地、斜路の整備に必要な埋立手続におきまして、隣接地との調整に平成25年度から平成28年度までの時間を要しました。これは、字図上存在する土地が現地では確認できず、字図の修正が必要となったためでございます。これにより、完了工期を平成32年度まで延長するものでございます。

以上のように工期を延長することになりますが、浮体式係船岸を設置することにより就労環境の改善を図り、高齢化に対応した事業を実施したいと思っております。また、豊玉東地区では依然としてイカの漁獲量が好調であり、基幹産業である漁業への期待は大きく、地元漁民及び地元漁協の漁港整備に対する要望は非常に強いものがございます。また、費用対効果につきましても、前回1.62から1.44に減少しておりますが、事業効果は確保でき

るものと考えておりますので、平成32年度までの事業継続をお願いするものでございます。

ご審議の上、何とぞご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○中村(聖)委員長 ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

対応方針としては、このスライドには「事業継続」とだけ書いてありますが、見直しされているので、こちらの資料では「見直し継続」という位置づけになっております。

特になければ、私から一つ、よろしいですか。

施設を集約してコストを削減されたことは非常にいいことだと思いますが、なぜ当初はそのような計画になったのでしょうか。何が変わり、集約するという事になったのでしょうか。

○説明者(対馬市) 浮体式係船岸を今回追加させていただいておりますが、追加することにより当該施設で準備作業ができるようになりました。当初、防波堤B、防波堤Cは、背後の準備岸壁を守るための施設として計画しておりましたが、今回の追加により準備作業が集約できるようになっております。

○中村(聖)委員長 追加することを最初から考えられなかったのでしょうか。

○説明者(対馬市) 近年、高齢化率が高くなってきたことから、地区の要望が非常に強くなり、浮体式係船岸を追加させていただいております。

○中村(聖)委員長 結果として、他のことを集約できることにもつながったということですね。

○説明者(対馬市) はい。

○中村(聖)委員長 わかりました。

他に何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村(聖)委員長 それでは、この事業に関しまして現地調査や詳細審議が必要だと思われる方はいらっしゃいますでしょうか。

特になければ、対応方針は原案どおり見直し継続ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村(聖)委員長 ご異論がないようですので、対応方針は原案どおり見直し継続ということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

では、水産部の個別審議案件はこれで終わりとなります。続いて環境部の個別審議6箇所に関して審議を行いたいと思います。通常は1つ1つ審議を行いますが、今回の6箇所が全て下水道事業でございまして、内容としては非常に似通った同種のものであるため、連続して6事業分をご説明いただいた後、まとめて質疑としたいと思いますが、皆さん、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村(聖)委員長 では、そのような形でご説明をお願いいたします。

水対-1~6

水対-1 佐世保市公共下水道事業

○説明者（佐世保市） 佐世保市水道局、下水道事業課の渋谷でございます。それでは、佐世保市公共下水道事業についてご説明申し上げます。

本市は、長崎県の北部に位置しており、中部、針尾、西部、江迎の4つの処理区がございます。こちらが今回の審議対象となります中部、針尾、西部の3つの処理区の位置図でございます。佐世保市の公共下水道事業につきましては、昭和24年に国の事業認可を受け整備に着手し、昭和36年に一部供用を開始しております。3処理区の全体区域面積としましては4,808ha、計画人口は17万5,700人、平成27年度末現在の整備率は60.9%となっております。

ピンクで着色した区域が中部処理区となります。主に、佐世保市中心部及び市内東部地区を区域としております。昭和36年の供用開始以来、事業認可区域の拡大を図りながら整理を進め、平成27年度末の整備率は77.4%となっております。

黄色で着色した区域が針尾処理区となります。主にハウステンボスを区域としております。平成4年に供用を開始しており、整備率は100%となっております。

続いて西部処理区でございます。佐世保市の西部地域にあり、主に相浦川流域を区域としております。緑色で着色した区域が、国の認可を受け現在整備を進めている区域で、着色していない区域につきましては、まだ事業認可を受けていない区域ということになっております。平成22年度に供用を開始しており、整備率は14.8%となっております。

続いて事業の必要性でございますが、中部処理区につきましては約8割の区域が整備済となっております、今後も整備を継続する必要がございます。針尾処理区につきましては、整備は既に完了しております。西部処理区につきましては、他の処理区に比べ整備率は低いですが、下水道整備に対する地域住民の要望が高いこと、また、国立公園に指定されております九十九島海域へ流れ込む相浦川流域を主な区域としておりますことから、公共用水域の水質保全の観点からも下水道の整備を継続する必要がございます。

こちらは参考となりますが、下水道事業の効果事例として、国土交通省のホームページに掲載されている資料でございます。西部処理区の公共下水道の普及に伴って周辺の環境が改善され、また、九十九島周辺の観光客数も増えているということが紹介されております。

今回再評価に至った理由でございますが、前回の再評価から10年を経過したものでございます。工期につきましては5年間延長しております。これは、整備進捗に伴い未着手となっております区域を新たに事業計画区域に追加し、整備を進める必要があること、また、処理区域の拡大に伴う汚水処理施設の増設などが必要になることから工期を延長しております。

事業費については減となっております。これにつきましては、平成25年度に事業計画の変更を行った際、人口の減少などの影響により計画区域内の処理人口及び日最大汚水量が減少したため、施設規模の見直しを行った結果、整備事業費が減となったものでございます。

続いて、費用対効果分析でございますが、今回は前回より0.21ポイント上がり1.81となっております。これは、計画汚水量の減少に伴う整備事業費の減額が主な要因となっております。

対応方針につきましては、原案どおり継続をお願いいたします。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○中村(聖)委員長 続いて、大村市さんをお願いいたします。

水対-2 大村市公共下水道事業

○説明者(大村市) 大村市上下水道局下水道工務課の山本と申します。よろしくお願いいたします。

大村市公共下水道事業についてご説明いたします。

大村市の公共下水道事業は、単独公共の大村処理区、流域関連の南部処理区の2処理区にて事業を実施しており、今回対象となる大村処理区は、着色部の区域面積2,431haとなります。

汚水処理事業につきましては、閉鎖性水域である大村湾の水質保全をはじめ、生活環境の保全、改善を目的として整備しており、図面の青色着色部が整備済区域であり、現在の整備率は90.4%と、ほぼ概成している状況です。

雨水処理事業につきましては、都市機能を大雨による浸水被害から守り、災害に強い安全・安心な都市基盤の整備を目的として雨水管路やポンプ施設を整備しており、現在の整備率は56.4%となっております。

こちらは過去に発生した浸水被害の状況です。大村処理区の南部に位置している大村高校の敷地内を雨水幹線が通っており、平成11年に時間雨量52mmの豪雨の際に水路を越水しグラウンド等が浸水した事例です。こちらは、平成22年に改修工事が完了し浸水被害を解消した事例です。このような過去の事例からも、雨水対策は、市民が安心して暮らせる安全なまちづくりに欠かすことができないものと考えております。

再評価に至った理由の一つとして、宅地開発等により緑地や空き地が減少し市街地化が進んでいることや、浄化槽区域であった長崎空港の接続、新たに整備される工業団地を特環区域として取り込むなど段階的に全体計画の見直しを行い、計画区域の拡大を図ってきました。平成19年からは45haを拡大し、全体計画期間を平成32年から平成42年まで延伸しております。また、区域を拡大したことにより事業費が約56億円増加しております。社会情勢の変化による人件費や建設資材の高騰も事業費増の要因の一つであると考えております。

今後の事業計画として、現在は、上位計画である大村湾流域別下水道整備計画に位置付けられた計画処理水質や窒素、リンの削減目標を達成するために、処理場の高度処理化に取り組んでおり、今年度から水処理施設の増設工事に着手しております。また、長崎県汚水処理構想にも明記しておりますが、今後は処理区域の見直しを行い、浄化槽区域の一部を公共下水道で整備することや農業集落排水施設を公共下水道へ統合することを予定しております。

最後に、費用対効果の分析結果ですが、前回の平成19年から0.07増の1.84となりました。

その要因として、算定マニュアルの改定により費用単価が減となったこと、また、汚水量については、節水意識の高まりや節水機器の普及などにより人口増に対して汚水量は横ばい状態であるため、計画汚水量を変更し処理場施設の規模や能力を見直すことによって施設建設費用が減となったことからプラスとなりました。

以上のことから、対応方針は事業継続で提案いたします。

以上が、大村市公共下水道事業についての説明となります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○中村(聖)委員長 続いて、長与町さんお願いします。

水対-3 長与町公共下水道事業

○説明者(長与町) 長与町役場下水道課の永田と申します。よろしくお願いたします。

整理番号、水対-3、事業名、公共下水道、施設名、長与町公共下水道事業です。

長与町は、長崎市の北部に位置し、大村湾に面しており、中心部を2級河川の長与川が流れております。また、近年人口が増加し、自然と住宅が調和したまちとなっています。

事業概要について説明させていただきます。

計画区域面積942.1ha、計画処理人口3万9,200人となっており、計画汚水量が日当たり最大1万4,000m³となっております。

事業の必要性としましては、長与川及び大村湾の水質改善を目的としまして、処理場の改築更新、未整備区域の早期整備を行います。また、既設の管渠が老朽化しており、管渠の改築が必要となっております。再評価後10年が経過するため再評価に至っており、管渠の整備面積の増加及び標準耐用年数に迫る処理場施設の機械、電気設備の改築更新のため、完了工期を平成30年から平成45年に延伸しております。

また、事業費総額の内訳としましては、管渠整備費が約14.6億円、処理場整備費が約9.5億円の増額となっております。残事業費に対しまして15年延伸する理由としましては、長与町の年間の管渠事業費が少額なため、残りの管渠事業費と整合性を図り15年延伸としております。

事業費増の要因としましては、近年の管路調査により管渠の破損が多く見られる結果となっており、広域にわたり管渠の改築更新を行う必要が生じております。

最後に費用対効果分析についてです。B/Cが前回の1.62に対しまして、現在1.64となっております。マイナス要因としましては、区域面積の追加に伴う事業費の増加と工期の延長がございます。プラス要因としましては、マニュアルの改定、計画汚水量の減少による処理場維持管理費の費用減少などが挙げられます。

現在、下水道普及率が99%を超えており、住民の下水道事業に対する関心も高いため、今後も事業継続していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○中村(聖)委員長 続いて、時津町さんお願いします。

水対-4 時津町公共下水道事業

○説明者(時津町) 時津町上下水道課の菊野と申します。よろしくお願いたします。

本町公共下水道の事業再評価について説明いたします。

本町の位置は、長崎市と南から西側にかけて接しており、北側は大村湾に接しておりま

す。そのため本町の公共下水道は、トイレの水洗化等の生活環境の改善に加えて、大村湾の水質保全の面で大変重要な事業と言えます。

次に、公共下水道の事業概要についてご説明します。

本町の公共下水道の事業は、昭和59年度に着手し、数回の計画変更を経ながら事業を進めてまいりました。全体計画で整備完了年度は平成37年度、計画区域面積は571.1ha、計画処理人口は3万400人、終末処理場の処理方式は標準活性汚泥法を採用しており、処理能力は計画日最大1万4,400m³となっております。

次に、事業の必要性について説明いたします。

本町の公共下水道は、整備率が96.4%に達しており、なくてはならない社会基盤の一つとして認識されております。未普及地区においては整備要望が一層高まりつつある状況でございます。その解消に向けて管渠整備を続ける必要があると考えております。

続きまして、再評価に至った理由についてご説明します。

1つ目の理由が完了工期の延伸によるもので、前回は平成30年度としていたものを、今回平成37年度に変更したものです。延伸の理由は、港湾埋立地区の開発事業が継続中であるため、その開発スケジュールを踏まえて全体計画の目標年次を延伸しました。

再評価に至った2つ目の理由は、事業費が増加したことによるものです。前回219億円から、今回264億1,000万円となり、約45億1,000万円の増加となっております。増加要因は2点あります。1つ目は、処理場整備が約40億5,000万円増加したことで、これは、長寿命化計画に基づく改築費用と、大村湾流域総合計画において高度処理が位置付けられたことにより、高度処理施設の整備を行うことになった時の整備費用となっております。2つ目は管渠整備で、効率の低い地区の整備に伴う費用増で、約4億6,000万円になります。

最後に、費用効果分析の結果を説明いたします。

前回は1.34で、今回の見直しで1.21となり若干減少しました。その減少要因の1つ目が事業費の増加によるものです。2つ目が世帯数の減少による受益者の減少で、3つ目がマニュアル変更による算定方法の変更が挙げられます。減少はしているものの、B/Cが1を超えていることから原案どおり事業継続とさせていただきたく、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○中村(聖)委員長 続いて、川棚町さんお願いします。

水対-5 川棚町公共下水道事業

○説明者(川棚町) 川棚町役場水道課の田川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

川棚町公共下水道事業について説明させていただきます。

川棚町公共下水道事業の概要です。平成元年度に第1期目の認可を受け、順次拡大し、現在は第7期の認可を受け、事業を進めています。無着色部分は合併浄化槽による汚水処理区域となります。事業進捗率としまして、整備面積で95.6%、事業費ベースで86.8%となっております。

続きまして事業の必要性ですが、大村湾の水質改善に取り組むためにも下水道の整備が必要でございます。未整備地区の地元住民からも早期整備の要望が強くなっています。全

体計画は平成37年度、現認可は平成29年度になっていますので、今年度は認可の変更を予定しております。平成8年度より整備箇所を随時、供用開始しております。平成28年度末現在、町全体の汚水処理人口普及率は87.8%でございます。

再評価の理由としましては、再評価後10年経過となっております。完了工期につきましては、平成19年度時点で平成31年度でしたが、現計画では平成37年度へ変更となっております。その理由といたしましては、川棚港湾埋立地11haにつきまして、緑地整備や企業誘致などが計画されておりますが、具体的な整備計画策定が進んでいないことから、事業の完了工期を変更するものです。

事業費について、前回は144.3億円でしたが、今回は157.2億円としております。理由としましては、海沿いでの工事が最近増えておりまして、海水や土質の影響により対策工事や推進工法の工事延長が増加したことなどが主な理由でございます。

最後に費用対効果でございますが、前回の1.23から1.39へと向上しております。主な理由としましては、費用対効果算定マニュアルの改定に伴い、生活環境の改善の便益が増加しております。社会情勢の変化の有無としましては、事業認可地区内人口が5%以上減少となっております。

対応方針としましては、原案のとおり事業継続でお願いしたいと考えております。

以上をもちまして説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○中村(聖)委員長 それでは最後に、波佐見町さんお願いします。

水対-6 波佐見町公共下水道事業

○説明者(波佐見町) 波佐見町の水道課水道班の鳥飼です。よろしくお願いいたします。

波佐見町の公共下水道事業についてご説明します。

まず、波佐見町の概要について説明します。波佐見町は、長崎県のほぼ中央に位置しており、県内で唯一、海に面していない内陸型の町です。主な基幹産業は窯業と農業で、近年、陶磁器関連の観光客数が増加傾向にあります。

こちらが波佐見町の管内図になります。黒色が現在の事業認可区域で、黄色が平成29年度に全体計画区域から除外する区域、赤色が事業認可区域に追加する区域となります。

平成10年度から管渠工事に本格的に着手しておりますが、黄色で着色している箇所が現在整備済区域で、赤色が未整備区域です。

計画目標年次ですが、全体計画は平成38年度で、現事業認可は平成29年度です。平成15年度より整備箇所を随時、供用開始しております。

平成28年度末現在における町全体の汚水処理人口普及率は74.29%です。

続きまして、事業の必要性ですが、大村湾流域別下水道整備総合計画における水質基準達成のためにも下水道整備が必要です。また、現在の事業認可区域において、早期整備の要望が強くなっています。本町では少子高齢化が進み、若年層の人口増のためにも汚水処理施設整備が急務となっております。

完了工期につきましては、平成29年度から平成38年度に変更となっております。その理由としては、平成28年度の全体計画見直しに伴い、事業認可区域へ追加する予定の区域と未整備区域との施工時期等の調整により完了工期が延伸となっております。

事業費についてですが、前は104億9,000万円でしたが、今回は88億9,000万円となっております。平成27年度の汚水処理構想見直しによりまして、地域特性や人口減少など社会情勢の変化を考慮し、効率的かつ適切な整備手法の選定を行いました。その結果、経済的に有利と判断される個別処理、いわゆる合併浄化槽での汚水処理に切り替えることで、今後10年程度で汚水処理施設の整備完了が見込めるとして全体計画区域の縮小を行いました。全体計画区域面積の減に伴い、管渠整備費及び処理場整備費がそれぞれ減額となっております。

こちらは全体計画図ですが、赤色と青色の部分が当初全体計画区域です。青色の部分が除外区域で、赤色の部分が変更全体計画区域となります。

最後に費用効果分析ですが、前回1.10に対し、今回は1.29となっています。分析値の増加要因としましては、主に全体計画区域の縮小によるものです。その他費用効果分析マニュアルの改定により増加しております。今後とも、波佐見町汚水処理施設整備構想のアクションプランに基づき、コスト削減及び早期完了を図ってまいりたいと思っております。

よって、波佐見町公共下水道事業の対応方針は見直し継続としております。

以上をもちまして説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○中村(聖)委員長 ありがとうございます。これまでの6箇所のご説明に関しまして、どこでも結構ですので、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○岡委員 まず佐世保市について、西部処理地区の整備率がとても低く感じます。以前から相浦は人が多く住んでいたのに、なぜ、他に比べて整備率が低いのでしょうか。他の方法で整備されているのか、それとも、下水に関して今まで何もされていなかったのでしょうか。

もう一点は長与町について、長与は人口が増えていると思っておりますが、最終的には計画汚水量の減少により費用が減少になったとの説明でした。人口が増えているのに、なぜ汚水量が減っているのかと疑問に思いましたので、その説明をお願いいたします。

○中村(聖)委員長 それでは、まず佐世保市さんからお願いします。

○説明者(佐世保市) 今、ご質問がありました西部処理区につきましては、平成22年度に供用を開始して、一番新しい処理区でございます。緑の着色部分が現在、整備を図っているところでございます。まだ未着手の部分も多いうえに、市街化区域で人口密集地域が残っておりますので、今後も整備は続けていく必要がありますが、供用からあまり年数がたっていないため、整備率が低い状況でございます。

○中村(聖)委員長 そもそも始まったのが遅かったということですか。

○説明者(佐世保市) そうです。

○岡委員 では、下水はなかったということですか。

○説明者(佐世保市) 下水はありませんでした。

○岡委員 分かりました。

○中村(聖)委員長 よろしいですか。それでは長与町さん、お願いいたします。

○説明者(長与町) 処理費用及び管理費が減少しているということに対してお答えいた

します。

以前、再評価を受けた時の事業計画の計画処理人口から、現在の計画処理人口は3万9,200人と減っているため、処理場の維持管理費も減っております。汚水量が減っているため、その分、減少しているということになります。

○岡委員 人口が減っているのですね。ありがとうございます。

○中村(聖)委員長 他に何かございませんか。

○中村(政)委員 全体的な話になりますが、最後の波佐見町さんの場合は、合併浄化槽方式で行うということでした。早くできるということであれば、それがいいと思いますが、他の市町は全て、一般の下水道処理ということなのでしょうか。早く供用したほうが住民福祉の向上にはつながると思いますので、合併浄化槽方式の採用はないのか、既に十分検討されているとは思いますが、市町によってばらつきがあるように思いますので、お尋ねしたいと思います。

○中村(聖)委員長 それでは、端的に順番にお答えいただけますか、佐世保市さんからお願いします。

○説明者(佐世保市) 佐世保市は下水道と浄化槽を行っておりますが、整備としてどちらが安価であるのか、整備費用を比較しまして下水道が有利となった部分につきましては下水道区域に入れて整備するようにしております。ただし、現在の計画上、市街化区域以外、調整区域も含まれておりますので、今後の人口減少や採算性を考慮して、調整区域については減らすことも検討していきたいと思っています。

○説明者(大村市) 大村市の場合は、公共下水道、流域関連の公共下水道です。また、農業集落排水事業が大村市で7地区あり、さらに、合併処理浄化槽の区域もございます。

また、昨年度、県でも汚水処理構想を立てられておりますが、大村市も独自で汚水処理構想の見直しを行っております。大村市の場合は90%とほぼ概成していることもあり、縮小ではなく、区域の拡大について検討を行っております。汚水処理構想の見直しによって処理方法における整備費用の比較検討を行った結果、合併処理浄化槽区域の一部や農業集落排水地区の公共下水道への統合が有利となった区域を拡大していく予定でございます。

○説明者(長与町) 長与町の区域内の接続率は96%ほどありますので、ほとんど管は通っている状況です。区域外の方につきましては、浄化槽を使っている方もいらっしゃいます。

○説明者(時津町) 時津町は、公共下水道区域外については市町村設置型の浄化槽事業を行っております。市町村の負担で合併浄化槽を設置し、維持管理も町で行うという事業を行っているところです。

○説明者(川棚町) 川棚町は、スライドの2枚目をご覧いただきたいと思いますが、着色している部分につきましては公共下水道事業で事業を進めておりますが、それ以外の無着色部分につきましては合併浄化槽による汚水処理区域ということで位置づけをしております。

○中村(聖)委員長 ありがとうございます。全体的に公共下水道方式と合併浄化槽方式でコスト比較されて、公共下水道のほうが有利というところで計画されているとのことで

した。もしそれが、人口の動態等において、計画していたところであり人口が増加しないのであれば、見直しにより合併処理浄化槽に変わるなどにはあり得るのかなとは思いますが。過去、他の自治体さんではそのような事例もありましたので、今後、そういった話が出てくるかもしれません。他によろしいでしょうか。

○中村(政)委員 できるだけ早く供用するという視点も必要かと思えます。それもコスト縮減につながると思えますので、考えていただければと思います。

○中村(聖)委員長 住民の方が下水道の整備を待望されているのは分かりますが、コストと工期、整備に要する時間も考えて優先順位をつけていただきたいというようなお話かと思えますので、ご検討いただければと思います。

他に何かございますでしょうか。

○梅本委員 長与町さんに質問です。事業の必要性、事業費増の要因として経過年数の長い管渠の改築更新ということで説明がありましたが、経過年数の長いというのはどの程度の年数を言われているのでしょうか。また、どこの管は何年経過しているということがすぐに分かるものなのでしょうか。さらに、今後、改築した場合の、概ねの耐用年数を教えていただければと思います。

○説明者(長与町) 現在、長与町で管渠の敷設後の経過年数の一番長い管につきましては44年ほど経過しております。管渠の耐用年数としましては50年ほどです。改築は経過年数を考慮して行っており、今後は、塩化ビニール管を用いることで、耐用年数としておおよそ60年か70年程度を考え、改築していこうと考えております。

○梅本委員 経過年数の長いとの説明でしたので、何年経過しているものは全部取り替えるというようなことだと思ったのですが、現場、現場で検討されるということですね。結構です。

○山本委員 一つ前の質問に関連したことになりますが、大村市さんの事業費増加の原因について、区域を拡大したことにより56億円ほど管渠整備費が上がっています。区域拡大した範囲の人口密度がどの程度か分かりませんが、56億円かけて管渠を整備すると合併浄化槽で処理するのと、そのメリット、デメリットのバランスをどのように考えて決定されたのか、もう少し具体的に教えていただけたらと思います。

○説明者(大村市) 区域は約45ha拡大をしております、もちろん管渠の整備があります。管路以外にも、低地対策等でマンホールポンプなどの設備も必要になります。また、処理場におきましても水処理施設、また汚泥処理施設等がまだ未整備である施設もございます。そのような部分でも今後整備予定の施設に対し、人件費や資材などの高騰が増額となっている要因の一つであると思っております。また、高度処理にも取り組んでおりますので、設備の費用がかなり増額の影響にもなっていると考えております。

○山本委員 それでは、この56億円の増額というのは、管渠整備だけではなく処理場の整備も含まれているということですか。

○説明者(大村市) 入っております。

○山本委員 それは他の市町と同様に分けて記載していただいたほうが良いと思えますので、お願いいたします。

○説明者（大村市） はい。

○中村(聖)委員長 他に何かございますでしょうか。

私からも一つ、これは事務局に聞いたほうがいいのかもしれませんが。

いくつかの事業では、既に10年前から比較して区域が拡大されているようなケースがありますが、それにもかかわらず継続という原案です。最後の波佐見町さんだけ、縮小した分で見直し継続という形になっておりますが、その仕分けはどのようになっているのでしょうか。前回の再評価時から比べると、区域が拡大したり縮小したり、あるいは設備を新たに高度処理するために追加したりした場合でも継続という原案が出てくるのか、見直し継続という原案が出てくるのか、違いはあるのでしょうか。

○事務局 どのような場合が見直し継続なのか、継続なのか、おっしゃるように、現在、その仕分けが明確になっていない部分がございます。今回も見直し継続であったり、単なる継続であったりという事業がありますので、今後、このようなケースでは見直し継続、このようなケースでは継続という仕分けをするよう、事務局で案を作成し、また提案をさせていただきたいと考えます。

○中村(聖)委員長 わかりました。ぜひそうしていただければと思います。

最初にご説明がありましたように、一括審議か個別審議か、それが関係しますので、そこで統一されていないとよくないと思います。

○事務局 少し補足させていただきます。継続と見直し継続の違いですが、継続は、もともとの計画が変わらないまま、変わらないことがベースだったと思います。それを、内容を変えた上で継続するというのが見直し継続という言葉で当初は整理されていたのですが、現在は入り乱れている部分があります。委員会の前に事務局でも問題になりましたので、先ほど説明したように検討させていただきます。

○中村(聖)委員長 ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

それから、もう一つ気になりましたのが、後半の時津町、川棚町、波佐見町さんについて、今年度の事業費と来年度以降の事業費を見比べた時に、ここに記載のある工期で本当に完了するのでしょうか。

○説明者（時津町） 平成37年で終わる見込みで予定しております。

○中村(聖)委員長 川棚町さんと波佐見町さんの事業についてはいかがでしょうか。

○説明者（川棚町） 完了するよう、検討していきます。

○説明者（波佐見町） 平成38年度を目標値として掲げ、完了するよう努力してまいります。

○中村(聖)委員長 ありがとうございます。結局大きく見直すようなことを繰り返すこともよくないことだと思います。目標として掲げられるのは当然あっていいことだと思いますし、それに向かって頑張っていただくことは非常にいいことだと思いますが、あまり見通しが立たないような工期は避けていただければと思います。たまたま今年度が様々な事情で予算が少なかったということであれば、完了させることが可能かと思っておりますので、今回の工期がまた延びないよう、ぜひ、やっていただければと思います。

他に何かございますでしょうか。

それでは、この中で現地調査や詳細審議をしたほうが良いという案件はございますでしょうか。特になしということではよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村(聖)委員長 それでは、原案どおりでよいということで、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村(聖)委員長 それでは、まとめてご説明いただきました6件の公共下水道事業に関しましては、対応方針の原案どおりということにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

続きまして、土木部の個別審議に移りたいと思っております。土木部の審議案件は9件ございます。ここからは通常に戻りまして、1件1件説明をしていただき、ご質問、ご意見を承るという形にしたいと思います。

都計-1 街路事業 西高田線

○中村(聖)委員長 それでは、都計-1のご説明をお願いいたします。

○説明者(長与町) 長与町都市計画課の松邨といたします。よろしくをお願いいたします。

都市計画道路 西高田線の事業概要についてご説明申し上げます。

事業位置につきましては、西彼杵郡長与町高田郷で、長与町の中心部に位置しております。

事業概要につきましては、起点を長与町役場都市計画道路長与中央線より2級河川長与川をまたぎ、終点をJR高田踏切手前までで、平成8年5月1日に都市計画決定を行っております。延長は1,380mで、幅員構成は片側車道3m、路肩1.5m、歩道4mで、全幅17mの計画となっております。

平成15年10月3日に事業認可をいただき、延長1,270m、事業期間は平成31年度までで、総事業費は約46億円でございます。

事業の必要性でございますが、本路線の周辺状況は、榎の鼻交差点に長与町の中心部から都市計画道路長与中央線、西部地区から県道東長崎長与線、南部地区地域から県道長崎多良見線を介して地域を連結するような道路体系で、榎の鼻交差点がボトルネックとなっており、慢性的な渋滞が発生している状況にあります。そこで、榎の鼻交差点の渋滞解消及び榎の鼻土地区画整理事業内に開設される大型商業施設、総合病院、図書館へのスムーズな交通の流れを誘導するために重要な都市計画道路であると考えております。

再評価に至った理由でございますが、前回平成24年の再評価後5年を経過したことによるものでございます。

現在は、長与町役場前の橋梁を含め640mを整備完了しております。整備完了区間を供用したことで、県道東長崎長与線から榎の鼻交差点への車両の流れが分散され、榎の鼻交差点の渋滞が緩和されております。今後は、整備中区間、拡幅区間でございますが、630mにつきましては、引き続き用地買収及び工事を行う予定でございます。

この写真①が、長与町の役場庁舎の屋上から橋梁部を見たところの写真でございます。②につきましては、橋梁から榎の鼻土地区画整理事業方面の写真でございます。③が、榎

の鼻土地区画整理事業西側より役場方面への写真でございます。現在の進捗率は、事業費ベースで約57%となっております。

続きまして、供用区間より整備中区間、これは④です。⑤も整備中の区間で、⑥の数字の下のところ、用地を先行買収したところの写真でございます。現在は、用地買収を進めながら平成31年度の完成に向けて整備を進めております。

最後に、費用対効果の分析でございます。B/Cは前回と変わらず1.93で変更はございません。

今後の対応でございます。事業の必要性に関する視点から、町中心部の通過交通の排除、県道の渋滞解消、適正な市街地形成など期待される効果は大きいものと考えております。

コスト縮減の視点といたしまして、残りの整備区間は現道拡幅区間となりますので、施工方法等の工夫により事業費の削減を行い、事業の早期完成を目指しております。

対応方針は継続でお願いいたします。以上で、都市計画道路西高田線の説明を終わります。

○中村(聖)委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対しましてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。特に事業費が変わったり、工期が変わったりということはないようです。

○井上副委員長 事業の進捗率が56.5%で、用地買収の進捗率が57%ですね。そうしますと、計画の工期について変更はありませんが、平成29年、30年、31年のあと3年、用地買収がうまくいった場合、工事についてはすぐに完了するというので、平成31年の完了予定の見通しを立てているのでしょうか。

○説明者(長与町) 町としては、現在の工期で、事業認可の期間の中で完了させたいと考えております。ただし、地権者がいらっしゃいますし、用地が絡んできますので、現在の最終年度である平成32年というのは少し苦しいとは思いますが、町といたしましては、その期間の中で終わるように努力してまいります。

また、移転に対する代替地が多くある場所ではなく、郊外に出て行かれる方を先に募り、空いた土地を代替地として提供する方法しか考えられない場所であるため、そのような部分も含め、早期事業進捗のため、事業費の縮減等を考えて現在進めております。

○中村(聖)委員長 他に何かございますでしょうか。

それでは、現地調査、詳細審議が必要だと思われる方はいらっしゃいますでしょうか。

特にないようですので、対応方針は原案どおり継続ということによろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○中村(聖)委員長 ありがとうございます。それでは、対応方針は原案どおり継続ということにさせていただきたいと思っております。

道建－1 道路改築事業 一般国道251号(出平有明バイパス)

○中村(聖)委員長 それでは、次の案件でございます。道建－1の説明をお願いいたします。

○説明者(長崎県) 整理番号道建－1、道路改築事業、一般国道251号出平バイパスに

ついて、長崎県島原振興局、道路2課の北原より説明をさせていただきます。

スクリーンは、位置図として地域高規格道路島原道路の計画図を示しております。島原道路は、南島原市深江町を起点とする諫早市貝津町まで約50kmの計画であり、島原半島地区と県央地区の時間短縮、定時制の確保を図ることで地域振興の基盤となる道路であると考えています。

図面の中で、赤線部分が地域道路の一部となる今回の出平有明バイパスでございます。黒い実線の部分は、既に供用を開始しております。小さな破線の部分は、現在事業を行っております。大きな白抜きの四角部分は調査中になります。全体延長50kmの約3割となる13kmは既に供用を開始しております。現在事業中の箇所が全て完成すると約7割、37kmを供用することになります。

次に、事業の概要について説明します。

写真について、出平有明バイパスは、島原市出平町と同市有明町を結ぶ延長3.4kmの計画であり、島原側は出平インターチェンジで供用済の区間と接続いたします。雲仙市側に有明のインターチェンジを設置いたします。

道路の断面について、1車線3.5mの幅員で、中央に分離帯が設置され上下線に分離されます。全体幅員が12mの自動車専用道路となります。

現在の整備状況としましては、事業化した平成25年度から昨年度までに、全体事業費75億円のうち8億円を投資しており、進捗が11%となります。

次に、事業の必要性をご説明いたします。

まず1点目が、当該工区を含む島原道路は、九州横断自動車道や長崎空港並びに九州新幹線長崎ルートと一体となって広域的な交通ネットワークを構成し、各地へのアクセスの向上を図ります。

2点目としまして、現在、海沿いにある国道251号の一部において、大型地震の際に津波による道路の浸水が想定されております。今回当該工区の整備により山側に新たなルートが形成されますので、国道251号の代替道路が確保できます。

次に、事業の経過をご説明いたします。

今回の計画ルートの多くが農地を通過することから、用地関係者から代替農地の要望が多く出されておりました。この対応が課題となっております。このため、地元の島原市と共同で代替地の詮索を行い、現時点で事業用地面積の約2倍の代替の候補用地が確保できております。今後は、個別に用地交渉を進める中で具体的な要望を伺いながら、代替地の斡旋や調整を図っていきたいと考えております。このように、課題に対する今後の見通しが立ってきたことから、当初どおりの完了工期を考えております。

なお、図面の中で黒く塗ってある部分がありますが、ここは既に用地を取得済です。なお、出平側、島原側では既に橋梁の工事等にも着手をしております。

次に事業費につきまして、現在のところ、事業費に係る大きな変更要因はございませんので、当初の計画どおりと考えております。なお、事業費の内訳は、測量調査、工事に関する費用が約56億円、これに約280件分の用地費と補償費で約19億円、合わせて75億円の事業費と考えております。

最後に費用対効果の分析ですが、交通量につきましては、最新の交通量推計の結果により若干少なくなはなっておりますが、その他特に要因の変化もございません。そのため現在のところ、当初計画どおりの費用対効果が見込まれるものと考えております。

以上のことから、当該工区の対応方針案としまして事業継続を考えております。なお、今回、事業期間と事業費の変更は行っておりませんが、今後、用地交渉の進捗や工事の進捗等による変更が判明した場合は、改めて再評価を行ってまいりたいと考えております。

以上で、出平有明バイパスの説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○中村(聖)委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○岡委員 スタート地点から諫早まで、現在は平均でどの程度の時間を要しており、この道路が完成したらどの程度になるのかお伺いさせていただきたいと思っております。

○説明者(長崎県) 現在のところ我々の予想では、90分程度要していると考えていますが、これが設計速度80キロで走りますと40分となり、約50分短縮できるものと考えています。

○岡委員 どうもありがとうございます。

○中村(聖)委員長 他に何かございますでしょうか。

ご質問がないようでしたら、現地調査、あるいは詳細審議の必要があるとお考えの方はいらっしゃいますでしょうか。

特にご発言はないようですので、対応方針は原案どおり継続ということでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○中村(聖)委員長 特にご異論はないようですので、対応方針は原案どおり継続とさせていただきます。ありがとうございます。

道建-3 道路改築事業 主要地方道平戸田平線(春日工区)

○中村(聖)委員長 続きまして、道建-3のご説明をお願いいたします。

○説明者(長崎県) 県北振興局道路建設第2課、本田と申します。

道建-3、道路改築事業、主要地方道平戸田平線(春日工区)について説明いたします。

位置図でございますが、主要地方道平戸田平線は、平戸市野子町から平戸島を縦断し、田平町の一般国道204号に至る重要な幹線道路であります。春日工区は、春日町と主師町を結ぶ工区です。当工区は、世界遺産候補の構成資産である春日集落に隣接しております。

全体計画でございますが、延長は450m、車道幅員5.5m、全幅員7mでございまして、トンネル工339mと改良工の111mで構成されるバイパス道路でございます。事業目的としましては、円滑で安全な交通の確保と観光振興や地域活性化を図るものです。

当区間は、幅員狭小及び線形不良により通行に支障を来している状況でございます。また、緊急輸送道路に位置付けられておりますが、防災危険箇所も存在しております。これらを解消するために今回整備を行うものであります。

再評価の要件としましては、完了工期が平成27年度から平成31年度に延長となり、事業採択後10年を経過することによるものです。工期延長の理由としまして、世界遺産登録手続の調整により、文化庁との協議のため平成22年度は実質休止状態となりました。平成23年度から25年度までは正式に事業を休止することになりましたので、約4年間の期間を要しております。こちらの茶色で塗りつぶしている箇所が世界遺産候補の構成資産となりますが、文化庁との協議の結果、計画ルートの大半が構成資産内であり、現地の改変を極力抑える必要があったことから、南側の現道拡幅区間500mについては廃止としております。

全体事業費につきまして、全体延長減により改良工の費用が減となっている一方、付替道路の追加とトンネル工の人件費及び資材費等が増となり、約5,000万円程度の減となっております。

最後に、再評価に伴う事業効果ですが、現行でのB/Cは1.13となっております。本工区では用地買収は全て完了しており、平成31年度の完成を目指し、今年度からトンネル工事にも着手することとしております。

対応方針としまして、原案どおり継続をお願いしたいと思っております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○中村(聖)委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対するご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

文化庁との協議に4年要したということですか。今のルート自体は問題ないのでしょうか。

○説明者（長崎県） はい。今のルートは問題ありません。坑口あたりの緑化について、少し指導がありました。ルート自体は問題になっておりません。

○中村(聖)委員長 文化庁からは工法など、細かい部分に制約が入るものなのでしょうか。例えば、ここに道路をつくってはだめ、拡幅してはだめということはあるとしても、先ほど説明がありましたように、トンネルを掘る際の坑口の処理など細かい話があるのでしょうか。

○説明者（長崎県） 工法につきましては、最初にご説明しましたとおり集落側の500mについて、現地の改変は抑えるよう話がありました。トンネルにつきましては、坑口程度しか現地に見えないため、支障ないような話で進んでおります。しかし、環境庁から、緑化に関して現地に合わせた緑化の工法を選んでほしいとの意見や、吹付けの緑化、樺などの植樹などの指導があります。

○中村(聖)委員長 他に何かございますでしょうか。

○井上副委員長 文化庁からの指摘事項や環境省の様々な指摘について、実際に現地を見て、どのような部分が指摘されたのか見てみたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中村(聖)委員長 他の委員の方はいかがでしょうか。現地調査のご提案がありました。ご異論はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、現場を見せていただいた上で、改めて対応方針の検討をさせていただくとい

うことにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

道建-4 道路改築事業 主要地方道有川新魚目線（榎津工区）

○中村(聖)委員長 では、続きまして、道建-4のご説明をお願いいたします。

○説明者（長崎県） 五島振興局上五島支所建設課の寺尾と申します。よろしく申し上げます。

道建-4、道路改築事業、主要地方道有川新魚目線（榎津工区）でございます。

主要地方道有川新魚目線は、新上五島町有川郷を起点とし、立串郷を終点とする主要な幹線道路です。当事業の目的は、自動車の快適な走行性、歩行者の安全確保、防災機能の強化であり、未改良区間である榎津地区の1,210mを歩道付きの2車線に拡幅する事業です。場所は、右上の地図の赤い部分でございます。

事業の必要性といたしましては、左下の写真①のように、幅員が狭小のため車両の離合が困難な状況であり、通行に支障をきたしています。沿線には小学校、中学校がありますが、写真②のように、歩道が整備されておらず、通学する学生等が交通事故の危険にさらされています。また、有川新魚目線は緊急輸送道路に位置付けられておりますが、右下の写真③のように斜面が不安定な要対策箇所が存在しております。これらのことを解消するため、当事業を平成25年度から実施しております。

今回の再評価の理由は、当初想定していた事業費が10億円から15億円になり、5割増加したことによるものです。詳細設計を行った結果、支障家屋が28戸から42戸になっており、地質調査の結果、一部の区間において軟弱地盤層の存在が確認されたため、地盤改良工事が新たに必要になったことです。

再評価のもう一つの理由といたしましては、当初計画していた完了予定の年度が平成31年度から平成33年度となったことです。これは、過年度に実施された国土調査と現況の境界にずれがあることが判明し、地図の訂正作業に時間を要したことが理由です。

費用対効果の分析につきましては、当初は1.13でありましたが、現行の計画では1.12となっております。マイナス要因といたしましては、先ほどご説明したように用地補償費や工事費の増加、工期の延長があります。プラス要因としましては交通量の増加があります。約1,300台増加しております。これは、交通量の測定箇所を隣接工区から今回の改良工区内に変更したためです。当事業は、円滑な自動車の走行性の確保や通学児童をはじめとする歩行者の安全性の確保など、事業の目的は5年経過しても変わっていないことから、対応方針は事業継続と提案させていただいております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○中村(聖)委員長 ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

一つよろしいですか。最初の事業費増加の理由で、補償する必要のある数が増えたということでしたが、何故そのように変わったのでしょうか。

○説明者（長崎県） こちらの青い箇所が当初から補償の対象となっており、赤が追加で、左下の緑色が補償の対象外となったところでございます。理由の一つとして、赤い箇所上

部の線形が少し下に曲がっているような形となっておりますが、そのような詳細な部分が見抜けなかったところもあります。また、郵便局が近くにあり、当初は補償の対象となっておりますが、やはり対象となることが判明するなど、この図面の上の部分が増えるような形となりました。

○中村(聖)委員長 わかりました。

他に何かございますでしょうか。

○中村(政)委員 一つは、プラス要因として交通量の増加ということがございましたが、なぜ当初から改良工区内で測定されなかったのでしょうか。

それともう一つ、工期が遅れている状況で、追加で補償にかかる家屋が出てきたということですが、例えば歩道の部分を若干狭くするなど、そのような対応ができないものなのでしょうか。

○説明者(長崎県) まず、交通量の点につきまして、緑の部分が事業立ち上げ時のセンサスのポイントとなっております。今回の観測箇所が、工区内の赤い線の部分の黒い点でございます。南に新上五島の中心部があり、また、ここがもとの新魚目町の中心部ということもあり、中学校を過ぎる付近から交通量が大きく変わっております。本来であれば、今回観測した箇所で測ることができればよかったですのですが、事業を立ち上げる時はセンサスの値のポイントを使っているということでございます。

幅員につきましては、地元もこの形状で考えており、また、近くに小・中学校もありますので、歩道として必要な幅員は確保すべきだと考えております。

○中村(聖)委員長 他に何かございますでしょうか。

では、特になければ、現地調査とか詳細審議の必要性があるとお考えの方はいらっしゃいますでしょうか。

特にないようですので、対応方針としては原案どおり継続ということでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○中村(聖)委員長 ご異論がないようですので、対応方針は原案どおり継続とさせていただきます。ありがとうございました。

港湾-1 高島港改修事業 防波堤(沖)・防波堤(南)

○中村(聖)委員長では、続きまして港湾課の港湾-1のご説明をお願いいたします。

○説明者(長崎県) 長崎港湾漁港事務所の松尾でございます。

高島港改修事業について、ご説明します。

こちらは高島港の位置図です。高島は、長崎港の南西約14.5kmに位置し、人口約400人、しまの周囲の長さ約6kmとなっております。

高島港は、長崎港との間に旅客船が1日9往復するなど、高島で唯一の人流、物流の拠点となっております。

次に事業概要ですが、総事業費は29.2億円、事業期間は平成25年度から平成37年度、事業目的は、既存の防波堤の改良を行うことにより台風、高潮の自然災害から港湾施設を守

ることで、住民の安全・安心な生活を確保することです。平成28年度までに測量、土質調査、設計が完了しております。

次に、第1線防波堤改良の基本方針についてご説明します。

近年、台風大型化等の異常気象により、各港で港湾施設が被災しております。人流、物流等の拠点となる港湾施設が被災すれば地域経済に多大な影響を及ぼすことから、第1線防波堤の改良を行うものです。

次に、高島港の過去の被災状況についてご説明します。

昭和62年及び平成3年の台風により防波堤が倒壊しております。これにより平成3年には浮棧橋の係留チェーンが切断するなどの被災を受けております。

次に本事業が再評価に至った理由でございますが、1つ目は、事業費が16億円から29億2,000万円に増えております。これは、設計波を見直したことにより工事内容に変更が生じたためです。また、労務単価、資材単価の上昇も影響しています。設計波の見直しについて、新規評価時と実施時において比較しますと、設計波推算方法の改定に伴いまして、波向きや有義波高が変わっています。

事業費変更の要因について、設計波を見直したところ、防波堤（南）につきましては堤体の拡幅、消波ブロックの重量増といった工事内容の変更が生じております。防波堤（沖）につきましては、堤体拡幅の減工、基礎捨石の追加等といった工事内容の変更が生じております。

次に、2つ目の理由についてご説明します。当初は平成32年度竣工の予定でしたが、工事内容の変更に伴い事業費が増加したため、完了工期を平成37年度までに延長したことによるものです。

最後に、費用対効果についてご説明します。当初はB/Cは1.45でしたが、先ほどご説明した事業費の増の他、世界遺産指定による観光客数の増加などにより1.12となっております。当事業は、住民の安全・安心な生活の確保を目的としており、十分な投資効果があると認められることから、今後、予算の重点化を図っていくことで事業を継続したいと考えております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○中村(聖)委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対してご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

一つ、私から技術的な質問です。波高の推計の仕方について、何か基準が変わったような書き方ですが、その場合、防波堤に関する他の事業においても同じようなことが起き得るような違いなのでしょうか。

○説明者(長崎県) 新規の評価時点と実際に断面を決めた時点が違いますと、波高のデータや風のデータが変わりますので、このようなことはあると思います。

○中村(聖)委員長 全般的に、波高が高くなる方向に変わっているということですね。

○説明者(長崎県) 最近は台風が大型化しておりますので、そのような傾向になっていると思います。

○中村(聖)委員長 それでは、元のデータから波高の高いデータが増えたのでしょうか。

それとも、算出手法が変わって、高めに出るようになったのでしょうか。

○説明者（長崎県） 算出手法も変わり、データも新しくなっており、両方であると考えております。

○中村(聖)委員長 ありがとうございます。

他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、特に現地調査、あるいは詳細審議の必要があるとお考えの方はいらっしゃいますか。

特にないようですので、対応方針は原案どおり継続ということでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○中村(聖)委員長 それでは、対応方針は原案どおり継続とさせていただきます。ありがとうございました。

砂防-1 鷲尾岳地区地すべり対策事業（地すべり防止施設）

○中村(聖)委員長 続きまして、砂防-1のご説明をお願いいたします。

○説明者（長崎県） 県北振興局砂防防災課の鳴神と申します。よろしく申し上げます。

それでは、鷲尾岳地区地すべり対策事業について、ご説明させていただきます。

鷲尾岳地区地すべりは、松浦鉄道いのつき駅より西へ約500mの佐世保市江迎町志戸氏免に位置しております。

当地区の概要ですが、赤線で示しているのが地すべりブロックとなります。大きいもので延長約1,000m、幅約500mの大規模な地滑りとなっております。地すべり方向は、図面下側の北方向に向かっており、その先には保全対象として人家1,686戸の他、国道204号や松浦鉄道などの交通網、2級河川江迎川などの重要な公共施設が多数存在しております。これらを保全することを目的として、排水トンネル工や集水工、地すべり活動を直接的に抑止するための深礎杭工などを計画しております。現在は、紫色の災害関連事業とグレーの通常地すべり事業により、主なものとして排水トンネル5本、集水工31基、新礎杭工36本などの施工を完了しております。

こちらは、この地すべりによって発生している被害状況の写真です。①は、地すべり活動によって斜面頭部に高さ15mに及ぶ巨大な滑落崖が発生しております。②の写真では、土塊による押し出し現象によって、既に施工されていた排水トンネルに大きなひずみが発生するなど、地すべりによる影響の大きさがうかがい知れます。この他にも、土塊の移動によってブロック末端部の斜面が崩壊する、押し出し現象によって松浦鉄道の線路が弓なりに湾曲するなど無数の被害を発生させており、放置すれば被害の拡大を招く恐れがあると考えております。

次に、当事業が今回再評価に至った経緯についてご説明いたします。

まず、完了工期についてですが、前回平成29年度概成予定であったものを平成34年度まで延長する計画としております。理由といたしまして、当地区の地すべり活動は現在までに施工された対策工事によって鎮静化に向かっておりますが、斜面下側に施工された新礎杭工には地すべり土塊が斜面下へ移動しようとする応力が年々累積している状況であ

り、これを放置すれば深礎杭が破壊され、急速に地すべり活動を活発化させる恐れがあります。

このため、応力を低減させるために地下水排除工を実施したところ、斜面中部から下部については水位が低下し、深礎杭にかかる全体的な応力の累積も緩やかなものとなっております。しかしながら、平成28年度時点での深礎杭への負荷がNo.9、No.29では93%、No.19においては103%まで達しており、いまだ年間0.5%ずつの負荷が増加している状況であります。このため、現在も水位が高い斜面頭部のほうに地下水排除工を追加し、深礎杭への負荷低減を図るため工期を延長したいと計画しております。

次に、全体事業費についてですが、100億4,000万円から107億1,000万円に増額となっております。内訳としましては、抑制工の追加や効果発現状況等を観測するための費用などとして合計6億7,000万円の増額となっております。

最後に費用対効果についてですが、前回1.60に対し1.57と微減しております。マイナス要因としましては、対策工の追加による事業期の増、及び工期の延長、また、保全人家戸数の減少となります。

鷲尾岳地区地すべり対策事業は、十分に事業効果が得られる事業でもあり、保全対象の重要性、災害時の地域経済への影響を考慮した結果、地すべり対策としての整備が不可欠でありますので、今後も事業を継続したいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○中村(聖)委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

○山本委員 応力などを推定して深礎杭を設計されると思いますが、想定外の要因などがあつたため負荷が大きくなったのでしょうか。

○説明者(長崎県) 深礎杭は一定程度地下水位を低下させて、応力が低減されることを考慮して設計されております。ところが、現在のところ当初目標とされていた水位まで地下水が低下しきれていないため、依然として応力が累積していると考えております。これを解消させるためにも地下水排除工を追加する必要があると考えております。

○山本委員 異常気象のようなことが原因で地下水が上がっているなど、そのようなことを考えているのでしょうか。

○説明者(長崎県) 斜面下部等においては一定規模の降雨においても地下水位の低減状態を保っておりますので、異常な気象現象というよりは実際に施工した対策工による効果が当初想定していたレベルまで発現されていないといった状況であると考えております。

○中村(聖)委員長 これまで対策として排水工などを実施されてきたが、想定したほどはきかなかつたということですか。

○説明者(長崎県) そうです。そのため、追加の地下水排除工を実施したいと考えております。

○中村(聖)委員長 資料を拝見すると、着工が昭和32年ですので、大変長期間に及んでおりますが、これは、立案した対策を実施しても、なかなか止まらないということが繰り返されている状況なののでしょうか。

○説明者（長崎県） 当地区は昭和25年ごろより地すべり活動が活発化した全国でも有数の大規模な地すべりであり、これを止めるために現在まで対策工事を行なってきました。しかしながら、やはり自然を相手にした事業であり、なかなか計画どおりには事業を概成することが難しかったという状況であります。

○中村(聖)委員長 自然相手のことですので回答が難しいと思いますが、一回事業が終わることなく、このような形でずっと続くのでしょうか。

○説明者（長崎県） 今計画している上部のほうの水抜きを実施し、観測の結果、先ほど説明しました杭にかかる応力が、ある程度横ばい状態になるようでしたら、地すべり現象もおさまったものと考えられると思います。

○中村(聖)委員長 その応力は計測しているのでしょうか。

○説明者（長崎県） 計測しております。平成2年に杭を施工した時に、地中に計器を設置しまして、現在も計測しております。

○中村(聖)委員長 わかりました。

他に何かご質問はございますか。ないようでしたら、この件は現地調査や詳細審議が必要だとお考えの方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、対応方針は原案どおり継続ということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村(聖)委員長 それでは、ご異論がないようですので、継続ということにさせていただきますと思います。ありがとうございました。

砂防-2 西郷地区急傾斜地崩壊対策事業（急傾斜地崩壊防止施設）

○中村(聖)委員長 続きまして、砂防-2のご説明をお願いいたします。

○説明者（長崎県） 引き続き、西郷地区急傾斜地崩壊対策事業の説明をさせていただきます。

西郷地区は、佐世保市の小佐々町小坂に位置します。当該地は臼ノ浦港の東側斜面の急傾斜地となっており、傾斜角30度から40度程度の斜面末端に人家12戸が密集する地区となっております。

事業概要は、全体計画延長245mで、法面工や擁壁工を施工する計画です。保全対象施設としましては、人家12戸の他、1級市道東臼ノ浦浅子線210mがあり、これらを斜面对策工事により保護し、安全・安心な民生の安定を資することが本工事の目的となります。

過去の被災状況を説明します。当地区の斜面は、比較的岩盤が多く露頭しておりますが、斜面の至る箇所で表層の崩落、崩壊跡が確認されております。平成11年6月には、写真のように豪雨時に未対策区間で高さ8m、幅5.5mの崩落が発生していますが、被災した家屋等はありませんでした。

当事業につきましては、当初、全地権者から事業に対し同意を得て事業着手したところですが、事業採択後、再度地元説明会を実施したところ、一部の地権者において同意できないとして事業が止まっております。なお、図面上の青色の箇所が反対地権者の方の土地になります。地権者の方とは再三、交渉を続けておりましたが、同意を得ることができず、

また、図面上の青色の箇所を除く事業範囲では、保全人家が6戸しかなく、県が施工する急傾斜地崩壊対策事業の採択基準に適合することができませんので、やむを得ず事業中止を選択し、今回、再評価の対象となっております。

最後に、対応方針としまして、反対地権者につきましては再三の交渉によっても承諾を得ることができず、やむを得ず事業中止をお願いしたいと考えております。しかし、地元からの対策工事要望は根強くありますので、事業に同意が得られている区間、家屋の①から⑥については、市が行う急傾斜工事において施工するように調整をしております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○中村(聖)委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

○岡委員 実際に住まれている、平面図上の家屋番号⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫の方々はどのように望まれているのでしょうか。

○説明者(長崎県) 下の住民の方々は、当然斜面が崩れれば被害を受ける方ですので、実施してもらいたいということはあると思いますが、どうしても斜面の所有者が同意できないということであれば、結果的に実施できない状況です。

○中村(聖)委員長 他に何かございますでしょうか。

○井上副委員長 同意ができないということですが、用地は無償提供でしょうか。

○説明者(長崎県) 無償提供になります。

○井上副委員長 同意書の内容について、どういう内容なのか、ここで説明は可能ですか。

○説明者(長崎県) 県が統一した同意書様式があるのですが、それについて、個人さんが思う文言を追加して欲しいなど、そのような要望がっております。

○井上副委員長 何か条件が入っているということでしょうか。

○説明者(長崎県) そうですね。

○井上副委員長 そうしますと、ここに記載がありますように、急傾斜地崩壊対策事業の採択基準には適合しないので、市の方で行われるということでしょうか。

○説明者(長崎県) 左側の斜面はそうです。赤い点線で囲っておりますが、その左側の区域につきましては、佐世保市の事業により可能ということで調整は進んでおります。将来的に青の部分が同意するということになりましたら、その時には追加指定をして、事業は着手可能だと思っております。

○井上副委員長 わかりました。

○中村(聖)委員長 他に何かございますでしょうか。

中止はかなり大きな判断であると思しますので、現地を見せていただいて、もう少し審議をしてみたいと思っておりますが、いかがでしょうか。それで結論が変わるというものではないかもしれませんが、状況を見せていただき、何か議論ができる場所があればと思しますので、現地調査をするということを提案させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○中村(聖)委員長 それでは、お手数ですが、現地を見せていただきたいと思います。よ

ろしくお願いいたします。

住宅－1 県営深堀団地C群建替事業（県営住宅）

○中村(聖)委員長 それでは、次に住宅課の住宅－1の説明をお願いいたします。

○説明者（長崎県） 土木部住宅課、山田と申します。よろしくお願いいたします。

住宅－1、県営深堀団地C群建替事業の再評価でございます。2ページ目をご覧ください。

県営深堀団地につきましては、市中心部から約8km南西部にございまして、近くに三菱重工業長崎造船所香焼工場が昭和46年度に事業拡幅されたのを受けて、県営住宅をその入り口にありす深堀地区に約1,000戸を建設しました。現在は、近くに中学校、病院、また大型ショッピングセンターが立地しており、利便性の良い条件を備えております。

3ページ目をご覧ください。公営住宅の目的ですが、公営住宅は、低額所得者のために低廉な家賃で一定水準の住宅を供給することを目的としております。この建替事業の目的につきましては、全て建替えるのではなく、家賃が上昇することにより、一人住まいの方や高齢者の方など、家賃の上昇に対応できない方もいらっしゃいますので、その方の選択肢を拓げるため、改善事業も行っております。

A群が210戸、B群275戸、C群470戸、D群66戸、今回はC群の470戸が対象になります。D群につきましては平成11年度に建替えが完了しております。

4ページ目をご覧ください。これがC群470戸の配置図ですが、赤色で表示している4棟120戸につきましては、まず住戸改善事業を行いました。

左の写真にありますように、外付けのエレベータを設置しました。中央の下に踊り場の写真がありますが、各エレベータは踊り場に着床します。入居者の方は、踊り場に降りて半階段昇るか、もしくは半階段降りて各住戸の玄関にたどり着くこととなります。

屋内につきましては、まずバリアフリーということで手すりの設置、段差解消及び3点給湯方式を設置して、例えば浴室におきましては、左にありますバランス釜と小さめの浴槽、これは入居者個人が設置すべきものですが、改善工事により県で、またぎ高さの低い浴槽に取り換えました。

5ページ目をご覧ください。こちらが現在の進捗状況です。赤色と青色が、事業が完了している部分です。C1～3棟88戸ですが、平成22年から平成23年にかけて建替えを行いました。C4棟、5棟は、平成24年から26年にかけて64戸を建替えました。集会室におきましても、平成26年度に建替えを行いました。C6棟、平成27年から平成28年にかけて37戸を建替えております。

黄色表示が、今年度、来年度に事業を行う予定でございます。C7棟29戸を建設します。残りが緑色表示でC13棟、14棟、それぞれ40戸ずつありますが、そちらにまだ7世帯の従前入居者の方がお住いになっています。C7棟が建替え完了した後に、この13棟、14棟の残りの7世帯の方に住み替えていただき、平成31年度に解体を行いたいと思っております。

6ページをご覧ください。C13棟、C14棟を解体して更地にするにより、エレベータ付き住戸改善4棟120戸、建替え7棟218戸、合わせて338戸の事業が完了します。

7ページの写真をご覧ください。これは現在の進捗状況を示しております。C1～3棟の

写真が右側でございます。右下の写真の下の方に見えるのが建替えた後の集会室でございます。

8ページをご覧ください。建替え後のC4棟、C5棟を示しております。同じくその下は、建替え後のC6棟の写真でございます。

9ページをご覧ください。再評価に至った理由でございます。事業期間が、当初は平成27年度完了予定でしたが、平成31年に変更しております。

理由につきましては、入居者の方が新しい住宅に住み替える際は、また新たに保証人を2名設置することが必要となりますが、ご高齢になって身内の方がいらっしゃらず、保証人を2名確保できない方や、契約の時に名義人の方がお亡くなりになったような場合は配偶者の方に名義の承継手続の必要がありますが、承継手続に時間を要するなどしており、直ちに解体工事に着手できないような事例が生じました。

事業費の増について、前回は30.8億円、今回は44.0億円でございます。これにつきましては、建替え時に説明会を開催して、入居者の方々にアンケートを実施しています。新しい住宅への住み替え、改善棟への住み替え、他の団地への住み替え、または退去のどれを希望されるか、入居者の皆様の要望に応じて対応をします。最終的には、新しい深堀団地C群に戻りたいという方が多かったため、36戸ほど整備戸数が増えております。

建設工事費の増について、これは参考資料ですが、国土交通省において、毎年度の物価上昇を反映して、構造・階数ごとに定めている1戸当たりの標準建設費について、平成20年は1,151万円だったものが、平成28年は1,465万円となり、27%ほど上昇しており、このようなことも事業費の増の大きな要因となっております。

費用対効果の分析でございます。当初のB/Cは1.39、今回は1.02です。費用対効果につきましては、国土交通省住宅局が平成28年3月に「公営住宅整備事業に係る新規事業採択時評価手法」により算定しました。このガイドラインによりますと、土地が県有地でありましても、市場価格で新たに購入したものとして算定することと規定されているため、大きく下がっていると推測しております。ちなみに、土地の購入が全く生じないものとして費用対効果を出しますと1.25という数値が出ます。

マイナス要因につきましては、従前入居者の住替え移転が円滑に進まないことを理由とする工期の延長、整備戸数の増、建設工事費の増による事業費の増によるものと考えております。

対応方針については事業を継続したいと考えております。審議のほど、よろしく願いいたします。

○中村(聖)委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対しましてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○井上副委員長 長崎市内の住宅事情について、県営住宅は、今の時点で入居率は100%ですか。

○説明者(長崎県) このような形で建替えなどを行っている団地につきましては政策的な空き家となりますし、県営住宅は約1万2,500戸ありますが、5%程度は空き家といいま

すか、退去、入居を繰り返しているような状況だと思っております。

○井上副委員長 今回の場合は、既に建設した県営住宅の改善と建替えということですが、県営住宅と市営住宅について、それぞれの役割分担と申しますか、どのような場合に県営住宅として継続してやるのか、あるいは今後、県として県営住宅を新規に建設するなど、今後の県営住宅の方針があれば、それを教えていただきたいと思えます。

○説明者（長崎県） あくまでも住宅については、直接管轄します市町が大きな役割を果たすものだと考えております。県営住宅につきましては、その市町営住宅を補完する立場であります。例えば深堀団地につきましては、香焼工場のために住宅需要が出たため、県営住宅を整備しております。その他、島原の普賢岳災害を受けて県営住宅を整備しました。また、昭和46年頃に西諫早ニュータウンの造成に併せて、西諫早に県営住宅を整備しております。このように、県営住宅はある程度市町を補完するような立場であると考えております。そのようなことも踏まえて財政当局と協議し、県で定めている公営住宅等長寿化計画に基づき今後の戸数などを定めていきたいと考えております。

○中村(聖)委員長 他に何かございますでしょうか。

○中村(政)委員 先ほど、退去するか、新しい住宅に住むか、エレベータ付きの改築のほうに住むかというアンケートをとったと説明がございました。新しく建替えたものであれば新たに入居したいという方も当然たくさんいらっしゃると思うのですが、そのような方と実際に住んでいた方とのバランスはどのようになっているのでしょうか。

○説明者（長崎県） 建替えの場合は、あくまでも既存の入居者の方を優先して住替えをしているような状況でございまして、現在のところ、県営住宅では新規の住宅は造っておりません。ただし、深堀団地も2DKタイプとか3LDKタイプを造っておりますが、今回のC6棟につきましては3LDKタイプの住戸が10戸程度余りましたので、そのような住居で、既存の入居者が住替えを希望しないような場合は一般募集にかけております。

○中村(聖)委員長 他に何かございますでしょうか。

それでは、詳細審議、あるいは現地調査の必要性はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にないようですので、対応方針は原案どおり継続ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村(聖)委員長 それでは継続ということにさせていただきます。ありがとうございます。

住宅-2 市街地再開発事業 新大工町地区

○中村(聖)委員長 それでは、最後になりますが、住宅-2のご説明をお願いいたします。

○説明者（長崎市） 長崎市まちづくり推進室の柴原です。よろしく申し上げます。

それでは、再評価対象事業、住宅-2、市街地再開発事業新大工町地区についてご説明いたします。

事業箇所は、新大工町商店街の中核を担ってきた長崎玉屋を中心とした新大工町側の北街区、国道34号を挟んで菱興パーキングがある伊勢町側の南街区を合わせた区域となって

おります。

事業箇所の現況は、低層の建築物が密集し、また、法定耐用年限を経過しており、建物の老朽化が進んでおります。このことから、再開発事業により高度利用や地域の活性化を行うことで、都市機能の更新、向上に貢献すると見込んでおります。

ここで、市街地再開発事業の仕組みについて、簡単にご説明いたします。

市街地再開発事業とは、敷地の共同化を図り、耐火性、耐震性の高い建物に建替え、併せて広場、道路などの整備を一体的に行うことで、都市の良好な環境づくりを行う事業です。再開発事業と併せて高度利用地区を定めます。高度利用地区で壁面線の後退や、建ぺい率を抑えて空地を設けるなど市街地の環境向上に貢献することで、その地区に定められた容積率の緩和を受けることができます。

補助対象となるのは、測量、調査、設計などの調査設計計画費、補償、建築物除却などの土地整備費、建設工事費のうち不特定多数の方が利用する通路や階段などの共同施設整備費など、再開発ビルの整備に要する費用の一部です。原則として、補助対象事業費の3分の1を国、3分の1を地方公共団体から補助を受け、残りが事業者の負担となります。

施工地区の範囲は、現況図上の赤枠で囲まれた約0.72haです。当初計画の事業概要を図面右下に記載しております。

右上の図は、当再開発事業のコンセプトになっております。食文化の発信、多世代交流型商店街の創造、歴史と文化伝承をまちづくりの3つの柱とし、「長崎を感じ、いつ来ても楽しい発信力のあるまちづくり」をコンセプトとしております。

下の立面図は、まちづくりのイメージ図です。北街区に店舗、集合住宅、駐車場を、南街区に駐車場を配置し、北街区と南街区を一体的に整備することで、まちなかや背後地をつなぎ、賑わいの連続性を持たせる計画となっております。

それでは、ここで社会経済情勢等の変化についてご説明します。

まず1番目に高さ規制の廃止です。南街区を含む地域にかかっていた景観条例による高さ規制を、周辺の道路整備や土地の利用状況を踏まえ、中心市街地の活性化を図る観点から廃止を行っております。

2番目に、業務施設床の需要です。現在、県と市が一体となって企業誘致を進めておりますが、中心市街地には一定規模のまとまった広さを持つ業務施設床が著しく不足していることから、長崎市より、業務施設床の整備について、再開発準備組合に協力を要請しております。

3番目に都市計画の変更です。高さ規制を廃止したことに伴い、南街区に業務施設床を追加する事業計画へと見直しが行われ、都市計画の変更を行っております。建物高さ規制を廃止した区域は赤色で着色している中島川、寺町地区の一部ですが、その中に当事業の南街区が含まれております。

建築プランのイメージについては、当初、北街区は地下1階を駐車場、1階から4階を商業、5階以上を住宅、そして南街区は駐車場7層の計画でしたが、今回の事業計画の見直しにより、北街区は地下1階を駐車場、1階から3階を商業、4階以上を住宅、また、必要な駐車場台数の見直しにより機械式駐車場を追加、南街区は駐車場10層、業務施設3層の計

画に変更しております。

この図は、コンセプトの3つの柱を事業計画上でどのように機能配置しているかを、当初と現在で比較した図です。先ほどご説明したとおり、事業規模は変更しておりますが、当初のコンセプトは変えずに踏襲しつつ、核施設として地域の活性化に寄与するものと考えております。

今回の変更により建築工事費が増額となったため、当初の総事業費115.1億円から162.8億円に増額となっております。また、今回の変更に伴いまして着工が平成29年度、完了が平成33年度に変更となっております。

費用対効果としましては、再度算定した結果、1.50となっております。対応方針としましては事業継続で考えております。

最後に今後のスケジュールについてです。本組合設立、詳細設計、工事を経て平成33年度の事業完了を目指しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○中村(聖)委員長 ありがとうございます。それでは、質問、ご意見等ございましたらお願いします。

○岡委員 4ページの再開発事業のしくみについて、Aさん、Bさん、Cとありますが、実際にこの土地に関しては、長崎玉屋さんがあった場所ですか、地権者の数どれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○説明者(長崎市) 先ほど申しましたように、北街区でいうと長崎玉屋さん、元市場があった建物等、南街区は今、駐車場がある部分ですが、全体で権利者としては、土地建物を含めて11の権利者になっております。

○岡委員 その辺の土地に関しては、今のところ皆さん前向きに検討していらっしゃるんですか。

○説明者(長崎市) そうですね。この図面の中の赤枠で囲んだ分がこの区域になっておりますが、この中の権利者11名の方は、皆さん準備組合に入られておりまして、事業の推進に向けて皆さんで今、検討や勉強を進めているところでございます。

○岡委員 ありがとうございます。大変楽しみにしています。

○中村(聖)委員長 他に何かございますでしょうか。

では、質問、ご意見がないようでしたら、現地調査、あるいは詳細審議の必要性はいかがでしょうか。特にないということよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村(聖)委員長 それでは、対応方針は原案どおり継続ということよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村(聖)委員長 ご異論ないようですので、対応方針は原案どおり継続ということにさせていただきますと思います。ありがとうございました。

以上で審議の2-1、再評価対象事業の説明及び審議が一通り終わりました。

2-2 再評価の詳細審議事業の確認

○中村(聖)委員長 それでは、2-2の再評価の詳細審議事業の確認です。現地調査をさせていただくことになりましたのが、道建-3、砂防-2の2件だったと思いますが、それで間違いないでしょうか。

○井上副委員長 先ほどは申し上げなかったのですが、佐世保市の急傾斜の中止事業を現地調査するということになりましたね。

○中村(聖)委員長 そのようになっております。

○井上副委員長 佐世保に行くということであれば、県内でも大きな地すべりがあるという鷲尾岳地区、ここは近いでしょうか。

○中村(聖)委員長 その付近ではあると思います。

○井上副委員長 そうであれば、現地調査をできないでしょうか。

○中村(聖)委員長 私も技術的に興味がありますので、改めて砂防-1を付け加えて、現地調査3カ所ということにさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、改めて申し上げますと、道建-3、砂防-1と砂防-2の3つの事業に関しましては現地調査をさせていただいた上で、改めて審議をさせていただくということにして、それ以外のものに関しましては原案どおり認めるということによろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○中村(聖)委員長 ありがとうございます。それでは、そのような形で本日の再評価の結論としたいと思います。

現地調査に関しましては、またいろいろとご協力をお願いするかと思いますが、各事業主体におかれましては、よろしくお願いいたします。

それでは、後半部分、事後評価の前に10分程度休憩をとりたいと思います。今は4時半を少し回っていますので、4時40分から再開とさせていただきます。

(午後4時32分 休憩)

(午後4時40分 再開)

2-3 事後評価対象事業の説明及び審議

○中村(聖)委員長 それでは、時間となりましたので再開させていただきます。

続きましては、2-3の議題、事後評価対象事業の説明及び審議に移ります。先ほどの再評価と同様、1件当たり7分程度で審議したいと思いますので、説明は3分程度でお願いします。

道建-1 道路改築事業 一般国道206号(小迎バイパス)

○中村(聖)委員長 それでは、道路建設課の道建-1の説明をお願いいたします。

○説明者(長崎県) 長崎県県北振興局の村川と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、道建-1、道路改築事業、一般国道206号(小迎バイパス)についてご説明をいたします。本件は、事業完了後5年経過したことによる事後評価となります。

県では、長崎市、佐世保市の2大都市間を1時間で結ぶことで県内交通圏を拡大し、地域

間交流の促進、社会経済活動の活性化等に寄与することを目的に西彼杵道路を計画しております。小迎バイパスは、その一部であり西海パールラインからの延伸区間の事業となります。

事業の概要でございますが、青い実線が小迎バイパスになります。全体延長6.1km、車道3.5mが2車線、路肩を含めました全幅員が10.5mの自動車専用道路となっております。平成13年度に事業を着手し、平成25年3月に開通をしております。

次に、整備効果についてご説明をいたします。交通量の状況の変化でございます。小迎バイパスの開通により、江上指方バイパスの交通量が増加をしております。なお、並行する国道の交通量は、開通前の約6割程度と大幅に減少をしております。

渋滞緩和について、現道の小迎交差点では、最大渋滞延長180mが30mと大幅に緩和をされてきております。

次に時間短縮についてです。佐世保市から西海市間の所要時間が約6分程度短縮をしております。

整備効果による費用対効果分析の結果、事業費の減少等により再評価時の1.2が1.24となっております。

その他の効果について取りまとめをしております。資料に示しますように、県外ナンバーやレンタカーの台数の増加が見られております。沿線の事業所からは、来客者や売上げが増えたとの意見を伺うことができおり、交流人口拡大による地域経済への好影響が見られております。

西海市では、企業の進出が相次いでおりまして、地元における雇用の確保が予定をされているところでございます。

大串インターに近接する住宅地においては、市外からの契約が進んできております。新たな区画が整備予定であるなど、さらなる定住人口拡大が期待をされております。

この資料は、長崎バイオパークの入場客数の伸びをあらわしております。アクセス向上により観光客の増に寄与しているものと考えております。

最後に、この事業により渋滞緩和や所要時間の短縮が図られ、地域住民の居住環境も向上するなど効果が見られていることから、今後の事業評価及び改善の必要はないものと考えております。

また、同種事業のあり方については、走行時間短縮や走行経費、交通事故減少に限らず、企業進出や定住人口拡大等の効果についても評価に含めていくべきと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○中村(聖)委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に対しまして、質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。特にございませんかね。

それでは、現地調査、詳細審議の必要性はないということよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村(聖)委員長 対応方針としては、スライドに出ていますように、事後評価、改善措置の必要性に関してはないということと、あり方や見直しの必要性に関しては少し提言が

ございますが、こういう形で原案どおりお認めいただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村(聖)委員長 ありがとうございます。それでは、対応方針は原案どおりということにさせていただきたいと思えます。

港湾－1 久山港改修事業 久山港国内物流ターミナル

○中村(聖)委員長 では、続きまして港湾－1のご説明をお願いいたします。

○説明者(長崎県) 県央振興局河港課の小川と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、港湾－1、久山港改修事業、久山港国内物流ターミナルについてご説明いたします。

事業箇所である久山港は、大村湾の南東に位置する地方港湾でございます。整備前の諫早市には、大村湾に港湾施設がなく、物量拠点として他市町の港湾に頼っておりました。このため、久山港において国内物流ターミナル施設を一体整備し、県央地区の物流効率化を図り、地域力向上を目指す目的として久山港改修事業を実施しております。

事業概要について説明いたします。事業期間は、平成6年に着手し平成24年に完了しております。総事業費は36億5,000万円です。整備施設としては、主に岸壁100m、泊地70,000㎡、岸壁から県道を結ぶ臨港道路1.3kmになります。平成20年再評価時には、貨物量の予測を下方修正し、岸壁2バースのうち1バースを廃止しております。

事業の効果について説明いたします。久山港の取扱いのほとんどが建設資材の砂であります。県央地区は、主に壱岐産の砂を使用しておりますが、整備前は長与港や小長井港からの陸揚げを行っており、特に小長井港は、運搬船が島原半島を一周し、また、有明海の潮待ちによる船の一時停泊が生じるなど多大な海上コストがかかっておりました。久山港を整備したことにより海上コストが大幅に改善されております。

具体的に申しますと、壱岐沖から県央地区の生コン工場までの運搬距離の平均値は、壱岐沖－小長井港と比較しますと、海上運搬輸送距離が240kmから120kmと約半分に削減され、陸上輸送距離は30kmから8kmと約4分の1に削減されています。

また、壱岐沖－長与港と比較しても、海上運搬輸送距離は120kmと変わりませんが、陸上輸送距離は28kmから8kmと約3分の1に削減されております。

この写真は、ベルトコンベアによる船揚げ状況です。

次に、費用対効果について説明いたします。事業費は、平成20年再評価時と比較して大きく変動してはおりませんが、費用対効果については、平成20年度の評価時1.26に対しまして1.04に減少しております。

下のグラフは、供用開始から平成28年までの砂の取扱量の推移をグラフにしたものです。費用対効果の減となった理由は、砂の取扱予測量が214,000tに対し平成28年実績値は143,000tにとどまっているところです。この主な理由としては、景気後退による民間建築工事の低迷が一つの要因となっております。しかしながら、今後、公共事業が安定すれば緩やかに取扱量が増え、久山港へのシフトが進むと考えております。

最後に対応方針ですが、久山港の岸壁整備により、取扱貨物の輸送コストの削減など事

業の効果が見られ、砂の取扱量も顕著に推移していることから、今後の事業評価の必要性、改善措置の必要性はないと判断しております。

また、同種事業の計画、調査のあり方や事業手法の見直しの必要性については、事業が長期化している傾向があるため、事業計画の選択と集中により施設の早期完成を図る必要があると考えています。

以上で久山港改修事業の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○中村(聖)委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

○岡委員 取扱貨物が砂ということですが、壱岐のほうから運搬されているのでしょうか。今後、砂だけでなく、他の取扱貨物を増やすという考えはあるのでしょうか。

○説明者(長崎県) 久山港では砂の取扱がほとんどです。また、ほとんど壱岐のほうから運んでいるような状況です。

○岡委員 砂以外の貨物を今後検討することはあるのでしょうか。

○説明者(長崎県) 久山工業団地の各種企業が、不定期ではありますが、機械のエンジンや油圧装置、プラント装置等を予定しております。

○説明者(長崎県) 港湾課ですが、補足いたします。

現在、久山港につきましては砂の取扱いのみを行っておりますが、基本的に公共岸壁ですので、何を取り扱っても構いません。したがって、他の貨物が増えるようであれば、そちらを運んでくることも可能でございます。

○岡委員 ありがとうございます。思ったよりも貨物の量が少なかったということでありましたので、将来的に他のものの代替の可能性はあるか疑問に思い質問させていただいた次第です。ありがとうございます。

○中村(聖)委員長 他に何かございますでしょうか。

私から一つ。どの港を使用するかについては、運搬されるところが決めているものですか。それとも、ここではこんななものが取扱えますというような、広報活動は行われているのでしょうか。

○説明者(長崎県) 基本的には民間の方が、どこを使うかというのは決められます。久山港は、もともと貨物岸壁がありませんでしたので、あらかじめ、生コン会社などにヒアリングを行い、どのくらい使いますかと話を聞いた上で、もともと3バース、3隻一緒に泊まるような、300mぐらいの施設を計画していたのですが、それから見直しもしてきて、必要最低限の1バースとしております。基本的には一番安いところを民間が決められます。

○中村(聖)委員長 そう思いますが、新しく整備されたので、そこにどのようなものが降ろせるということをどれだけの方がご存じなのでしょう。せっかく整備されたものを有効に使うためには、新しくこのような施設ができました、こんなこともできますというようなことを、本来であれば、広報活動などを行って、なるべくたくさん使ってもらえるようにすべきじゃないかと思い、そのような発言をいたしました。

○説明者（長崎県） 確かに広報活動として、港湾の中でも広報する、ポートセールスをするということはあるので、必要なことだと思っております。

○中村(聖)委員長 ぜひ、せっかく造ったものですので、何か有効活用をできればと思います。さっき岡委員がおっしゃったように、砂だけではなく他のものも降ろせるということであれば、そのようなものの取扱量が増えるような工夫なり活動をしていただければと思います。

他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村(聖)委員長 では、特に現地調査、詳細審議は必要ないということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村(聖)委員長 対応方針も、示されている原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村(聖)委員長 それでは、ご異論がないようですので、対応方針は原案どおりということにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

砂防－1 高野地区地すべり対策事業（地すべり防止施設）

○中村(聖)委員長 それでは、最後の事業になりますが、砂防課の砂防－1のご説明をお願いいたします。

○説明者（長崎県） 県北振興局、砂防防災課です。これより、高野地区地すべり対策事業の事後評価を説明させていただきます。

高野地区地すべりは、松浦市の市街地のすぐ南で、市役所から南南東へ約1キロの志佐川右岸の志佐町高野免に位置しております。

高野地区地すべり防止区域は昭和62年に指定されておまして、当初はⅠブロックのみで、面積28.512haでありました。平成6年度にはⅡブロックからⅤブロックにも被害が認められたので、面積9.63haを追加指定し、事業を実施しております。

平成20年度の費用対効果は12.76でしたが、今年度に再計算を行うと14.24となっております。これは、保全人家戸数が増加したことによるものと考えられます。

こちらは、地すべり変動による被災状況の一例を表示しております。市道や民家のブロックに亀裂が発生するなど対策工事が必要な状況でありました。

こちらはⅡブロック、Ⅲブロックにおける対策工事の状況写真となります。当地区ではまず、地下水位を低下させるための集水井工や横ボーリング等の対策工事を行っており、写真では、その排水状況が確認できると思われまます。また、杭打ちなどの抑止工によって直接地盤の動きを食い止めることで、変動を抑えております。

こちらは、対策工による効果の発現を示すために、地下水位と地すべり変動の推移を示しております。こちらのⅣブロックにおきましては、当初、年間1mmから3mm程度の変動が確認されておりました。そこで、抑制工や抑止工を平成11年度より施工したところ、最高地下水位は計画水位よりも低下し、対策前と同程度の降雨が発生した場合でも、変動

が非常に微弱なものとなりました。このため、対策工の効果が発現されたとみなし、対策工事を概成としております。他のブロックにつきましても同様に施工を行い、地下水位の低下と変動の鎮静化が確認できたところで、随時概成といたしております。

事業概成後の効果の発現状況といたしまして、対策前及び事後評価時点での写真と雨量のグラフを表示しております。雨量に関しましては、グラフからも読み取れますように、対策工施工以前と同等以上の降雨が事業概成後にも発生しております。このような降雨が発生している状況においても、対策工を行ったことにより、事業概成後5年経過した現在でも、写真に見るように対策前にクラックが発生した場所に再発は見受けられておりません。

費用対効果の変化の要因について説明いたします。

事業費は平成20年度再評価時の13.5億円から14億円に伸びておりますが、費用対効果も12.76から14.24に増加しております。これは、先ほど申しましたように保全人家戸数が増加したことによるものです。

今後の事後評価及び改善措置の必要性についてですが、事業概成後は地すべり被害は発生しておらず事業効果が発現されているため、今後の事後評価の必要性、また、改善措置の必要性はないものと考えております。

また、同種事業の計画、調査のあり方についてですが、本事業につきましましては、発生残土を他事業に流用することで残土運搬処分のコスト縮減が行われております。したがって、同種の事業においても、別の事業の動向を把握し調整を行うことでコスト縮減を図ることが有効であると考えております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○中村(聖)委員長 ありがとうございます。

それでは、質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○中村(政)委員 B/Cが12や14など、非常に高いですが、他の事業が1や2など、そういう値ですので、どのような計算をすることでこうなるのか説明していただけますか。

○説明者(長崎県) 一番大きいのは、保全人家戸数が大きいというのが一番の理由かと思えます。

○説明者(長崎県) 砂防課です。砂防事業の場合につきましましては、その事業によって保全される人命が便益額として加味されております。そのため他事業と比較してB/Cが大きくなる傾向となっております。

○中村(政)委員 ありがとうございます。

○中村(聖)委員長 地下水位の話や伸縮計のデータを拝見しますと、地下水位は計画水位よりも大分下がっていました。伸縮計のものは確かに、かなり横になっていますが、真っ平ではないわけですね。全然変化しないわけではない。

このような計測は、今後もずっと継続されるものなののでしょうか。要は、これでいいという判断をどこかでするものなののでしょうか。

○説明者(長崎県) 高野地区におきましては、工事完成後1~2年、観測を実施しております。その効果の確認において動きが見受けられないということで概成としております。

もし今後、地表に現れる現象、クラックなどが現れるようであれば、また調査を行うことになると思います。

○中村(聖)委員長 それでは、一応概成ということでこのような具体的な数値の計測は終わり、今後は、実際にひび割れが起きた場合などに改めて考えるということですか。

○説明者(長崎県) そうです。

○中村(聖)委員長 わかりました。

他に何かございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、現地調査、あるいは詳細審議の必要性もないということですのでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○中村(聖)委員長 今後の対応方針、原案どおりよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○中村(聖)委員長 特にご異論がないようですので、対応方針は原案どおりということで決めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

2-4 事後評価の詳細審議事業の確認

○中村(聖)委員長 これで事後評価の3事業のご説明と質疑応答が終わりました。まとめますと、3事業とも対応方針のところは原案どおり認めるということですのでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○中村(聖)委員長 それでは、3事業とも原案どおり認めるということにしたいと思いません。これで審議事項2-4まで終わりましたので。

2-5 報告事項の説明

○中村(聖)委員長 最後ですが、2-5報告事項の説明について、事務局よりお願いいたします。

○事務局 それでは、報告事項の説明をさせていただきます。

お手元のA4版の資料21ページをご覧ください。

過去に再評価を実施した事業につきまして、前回の再評価時点での完了工期を延長して再度再評価を受けることとなる事業につきましては、本委員会に事前に工期延長の報告を行い、次回以降の委員会で再評価の審議を行っていただくことのご了解を得ることとしております。

今回、3事業の報告をいたします。

1つ目の西海市特定環境保全公共下水道事業につきましては、全体計画における未普及地区の管渠整備を継続するため、工期を平成28年から平成38年まで延長させていただきたいと思っております。

2つ目の福島港平野地区海岸保全事業につきましては、現地施工した結果、地盤改良工法の変更が生じたため、工期を平成26年から平成31年まで延長させていただきたいと思

っております。

3つ目の住宅市街地総合整備事業（立山地区）につきましては、用地交渉難航のため、工期を平成31年から平成36年まで延長させていただきたいと思っております。

以上、報告を終わります。

○中村(聖)委員長 ありがとうございます。

ただいまのご報告に対して、何かご質問がございますか。

特にないようですが、河川課からもご報告があるようですので、お願いいたします。

○説明者（長崎県） 河川課、川田です。よろしく申し上げます。

河川課からは、河川整備計画策定に伴う報告事項として3件ございますので、報告させていただきます。資料は22ページです。

初めに、報告事業の位置付けについて説明いたします。

公共事業評価につきましては、長崎県政策評価条例及び長崎県公共事業評価監視委員会運営要領に基づき実施しておりますが、河川事業の場合においては、「河川整備計画の策定・変更の際、河川法に基づき、学識経験者、関係住民、地方公共団体の長の意見を聞くにあたって設置される河川整備計画委員会をもって本委員会に代えて審議を行うものとし、その審議結果について報告を行うものとする。」とあるため、今般、河川整備計画の策定を行った宮村川、牟田川、後の川の3河川につきまして報告をいたします。

まずは宮村川についてです。

宮村川河川改修事業ですが、佐世保市の南東部に位置しております。流域の状況としましては、佐世保市宮地区の中心市街地を経て水田地帯を流下する河川となっております。河川改修事業は、河口から上中江橋の上流まで約2,500mにおいて実施中であり、現在、河口から寺前橋付近までの約2,200m区間において、護岸及び橋梁架替え等が完了しているという状況となっております。総事業費は27億円、平成28年度までの進捗率は84.8%に達しており、事業期間としましては昭和40年度着手で平成35年度完了を目指しております。

続きまして、河川整備委員会についてご説明いたします。

検討委員会につきましては、河川計画、環境、まちづくり、経済分野の学識者及び地元代表者等計11名の委員から構成した委員会を実施しております。委員長は長崎大学の茅田先生をお願いをしております。当委員会において、地元説明会を挟んで委員会を2回開催させていただいております。そして、平成26年3月20日に委員会審議におきまして事業継続ということで承認をされているという状況となっております。

以上が、宮村川の委員会審議に対するご報告でございます。

続きまして牟田川、後の川についてご説明いたします。

牟田川と後の川は同じ福江川水系ということで、2つの川で同時に整備計画策定が行われております。牟田川と後の川は五島市東部に位置しております、福江港に注ぐ2級河川福江川水系に属する支川ということになっております。上にあるのが後の川、そして図面下のほうが牟田川ということで、福江川に注ぐ支川ということになっております。

まず、牟田川ですが、流域の状況としましては、福江の市街地よりも南部のほうに位置しております、農地、その下流域に広がる住宅地を貫流し、福江川に合流をしている河

川でございます。

河川改修事業につきましては、福江川合流点から市道本山21号橋付近までの約4kmにおいて実施中であり、平成28年度までに河口から約2.5kmの区間において、河道拡幅及び橋梁架替え等が完了しております。総事業費につきましては61.5億円、平成28年度までの進捗率は95.1%に達しております。事業期間としましては、平成3年度着手、平成33年度の完成を予定しています。

後の川につきましては、福江市の市街地中心部に位置しています。市街地、住宅地を貫流して福江川に合流している河川でございます。

河川の改修事業につきましては、福江川合流点より1km上流地点の市道橋から野路河橋上流までの約1km区間において実施中でございます。平成28年度までに、河口から約340m区間の河道拡幅、橋梁架替え等が完了している状況になっております。総事業費につきましては13.6億円、平成28年度末の進捗率72.8%に達しております。事業期間としましては、平成14年度着手、平成34年度の完成を予定しています。

両河川の検討委員会におきましては、先ほどの宮村川と同様、長崎大学冨田先生を委員長としまして、9名の委員から構成した委員会を実施しています。委員会の審議におきまして、最終的に平成28年2月11日の審議において事業継続が承認されたということになっております。

以上で、3河川の報告とさせていただきます。

○中村(聖)委員長 ありがとうございます。

ただいまのご報告に対して、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○中村(聖)委員長 では、特に質問もないようですので、以上で予定されていた審議項目は全て終了しましたが、何か最後に委員の皆様方からご発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようですので、今後の予定等について、事務局から報告をお願いします。

○事務局 今後の予定についてですが、本日ご審議いただいた結果、現地調査が必要な事業が3つありましたので、スケジュールを再度調整させてもらった上で、後日、実施日時等のご連絡をさせていただこうと思います。

また、これらの審議が全て終了した段階で、知事に対して本年度の審議結果を答申していただきたいと考えております。以上でございます。

○中村(聖)委員長 今ご報告がありましたように、本日決定しました3つの事業に対して現地調査を行うこととなります。毎年、非常に暑い中を現地に行っていただくこととなりますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の審議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

事務局のほうに進行をお返しします。

3. 閉 会

○事務局 委員長、ありがとうございました。

また、委員の皆様方には、熱心なご審議をいただき、まことにありがとうございます。

本日の議事内容につきましては、議事録並びに議事要旨を作成して、皆様方にご確認をいただいた上で公表というような手続に進んでいきますので、ご了承のほどをよろしくお願いたします。

それでは、以上をもちまして、第1回の委員会を終わらせていただきます。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

(午後 5時15分 閉会)